

平成25年第4回上富田町議会定例会会議録

(第2日)

○開会期日 平成25年12月18日午後1時30分

---

○会議の場所 上富田町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（11名）

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	大石哲雄
5番	畑山豊	6番	奥田誠
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井澗治		

---

欠席議員（なし）

---

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	平田隆文	局長補佐	十河貴子
------	------	------	------

---

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育長	梅本昭二三	会計管理者	笠松眞年
総務政策課長	山本敏章	総務政策課員	川口孝志
総務政策課企画員	森岡真輝	総務政策課員	水口和洋
総務政策課企画員	撫養充洋	税務課長	山崎一光
税務課企画員	橋本秀行	産業建設課長	植本敏雄
産業建設課企画員	三栖啓功	産業建設課員	菅谷雄二
住民生活課長	和田精之	住民生活課員	平田敏隆
		企画員	

住 民 生 活 課 企 画 員	原 宗 男	住 民 生 活 課 企 画 員	坂 本 巖
上 下 水 道 課 長	福 田 睦 巳	上 下 水 道 課 企 画 員	植 本 亮
上 下 水 道 課 企 画 員	谷 本 芳 朋	教 育 委 員 会 総 務 課	家 高 英 宏
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	藪 内 博 文		

---

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

△開 会 午後 1 時 3 0 分

○議長（大石哲雄）

皆さん、こんにちは。

午前中は大変ご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 25 年第 4 回上富田町議会定例会第 2 日目を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

△日程第 1 一般質問

○議長（大石哲雄）

日程第 1 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2 番、木村政子君。

木村君の質問は、一問一答方式であります。

まず、防災についての質問を許可します。

○2 番（木村政子）

こんにちは。

それでは、通告に従いまして、一問一答で質疑をさせていただきます。

まず最初に、自主防災組織についてお伺いをいたしたいと思えます。

現在の組織率とか活動の状況、まずそういったところをお願いできますか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、森岡君。

○総務政策課企画員（森岡真輝）

2 番、木村議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、自主防災組織についてでございますが、自主防災組織は 98 町内会中 43 の自主防災組織が結成されております。結成の世帯数ですけれども、2,806 世帯、人口は 7,946 人となっております。組織率については 43.9% となっております。

毎年、町内会長会議や町内会議でお呼びがかかれば職員が出向いて自主防災組織の必要性とか組織結成に向けてご説明をさせていただいておりますが、現在のところ 43.9% という組織率となっております。町内会に行きますと、町内会では今、自主防災的な活動もしておるので、特に組織を結成せんでもええよという町内会も幾つかありまし

た。

しかしながら、自分たちの町は自分たちで守るという自覚と連帯感が生まれてこそ自主防災組織ということが言われます。災害に強いまちづくりについて、日ごろから災害に対する心構えが大切だと考えられます。町としましては、常に自主防災組織の結成推進にあらゆる機会を通じて呼びかけをしてまいりたいと考えております。

また、ことしは2つの町内会の自主防災組織の訓練に参加してきました。1つは南紀の台町内会と第2丹田台の自主防災組織になります。昨年より自主防災組織の連絡会を結成し、各地域に役員等を置くよう進めている最中ではありますが、今後におきましても全町において自主防災組織が設立するよう推進してまいりたいと思っております。

以上となります。

**○2番（木村政子）**

それでは、続いて、防災機材の保管庫数と機材の内容をお伺いしてから私の考えを少し述べさせていただきたいと思っておりますので、保管庫の現状についてお願いできますか。

**○議長（大石哲雄）**

総務政策課企画員、森岡君。

**○総務政策課企画員（森岡真輝）**

ただいまの質問ですけれども、まず町の保管庫ですけれども、町には8つの保管庫があります。役場、消防、朝来コミュニティセンター、大谷総合センター、防災公園、上村の坂本さんの跡地、富田川改良事務所の裏側と第2丹田台にあります。

資機材ですけれども、主なものについては、発電機、LEDライト、救急セット、毛布、土のう袋、ブルーシート等々、備蓄をしております。その他としましては、流通備蓄としまして、JAアピアさん等との災害物資の調達に関する協定を締結し、被災者に対しての物資の確保に努めております。

また、現在、大きな避難所であります体育館等に備蓄をしてはどうかということで検討している最中でございます。

自主防災の保管庫ですけれども、うちで把握している部分につきましては、南紀の台自主防災組織に各班ごとにあると聞いております。それから大宮自主防災組織、峠自主防災組織、現在設置予定の岩崎自主防災組織の4つとなっております。

自主防災組織での資機材ですけれども、木村議員さんにも手渡しておりますが、一つ一つ内容数が多いので、資料のほうでご確認をお願いします。

以上です。

**○議長（大石哲雄）**

2番、木村君。

○2番（木村政子）

自主防災組織の保管庫については43ありますので、その保管状況を一々聞いていてはちょっと時間をとりますので事前に資料でいただきました。町の保管庫の8個の中身についてもできましたら資料として、後日で結構なのでいただきたいと思いますが、その点はどうですか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、森岡君。

○総務政策課企画員（森岡真輝）

町の分に関しましては、また後日、資料で提出させていただきます。

○議長（大石哲雄）

後日、資料を議長のほうに提出してくださいね。

○総務政策課企画員（森岡真輝）

わかりました。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

10月30日の日に総務教育常任委員会で防災協定の相互応援協定を結んでおります津幡町のほうに政務調査に行かせていただきました。津幡町の防災の取り組みとかをつぶさに教えていただいていたわけでありまして、津幡町はうちより大分人口が多いんですが、あそこの自主防災クラブというのは公民館単位に組織されておりまして、9つの自主防災クラブというふうになっていると。うちでいうと岩田、朝来とか、そういう大くくりの自主防災組織のようです。その中に5つとか3つとか下にまたあって、全体で19の保管庫で防災機材を置いているということなんですが、その19の保管庫は全部統一した機材でもって整備されているということを知ってまいったわけです。

上富田町の自主防災組織の機材の保管状況を文書でいただいたわけですが、これは非常にまことにばらばらでございます。というのは、43の中にも南紀の台のような大きな町内会もあれば10人とか小さい町内会もあるので、町内会単位に自主防をつくるという上富田の場合だったら当然そうなると思うんですが、上富田の場合は自主防災組織を立ち上げたときに、たしか50万ですか、補助金が出るといいます。その後は補助金はないというふうに認識していますが、それでよろしいですか。

5万、50万じゃなくて5万円、最初5万円ですか。南紀の台みたいに大きいところだったら町内会費から毎年30万、自主防へ渡して、そこで保管庫なんかも各班に1個ずつ置くというふうな整備を自主防災でできるわけですけれども、小さいところについ

てはなかなか難しい問題があるかと思しますので、その2年目以降についても、必ずしも一つ一つでなかったも、ちょっとまとめて整備を考えるという方法なんかもあると思うんですが、そういう2年度以降についても多少補助金をおろして整備していくという、そういう考えはないのかということと、たしか自主防災組織の連絡協議会が立ち上がっていると思しますので、そこの活動状況をちょっと教えていただけますか。

○議長（大石哲雄）

2点ですね。

○2番（木村政子）

はい。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、森岡君。

○総務政策課企画員（森岡真輝）

まずですけれども、先ほどの50万ですけれども、1町内会に1回目5万円の均等割がございまして1世帯1,000円ということで、20世帯であれば2万円プラス5万円の7万円という形になります。その80%という形になっております。

既設の自主防災への2回目の補助金はないのかということなんですが、現在、自主防災組織を推進する中で、まだ43ということもございまして、できるだけふえていったらというのを思っております。ぼちぼちふえてきた時点でまた再度検討の課題として取り扱っていただけたらと思っております。

2つ目ですけれども、自主防災連絡協議会が昨年7月に立ち上がったんですが、今のところまだ地区役員を決める段階であって、特に連絡会としての活動はいたしておりません。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

将来考えていくというお考えはありますか。その連絡協議会で何かやるというお考えはありますか。

○議長（大石哲雄）

森岡君。

○総務政策課企画員（森岡真輝）

できましたら、自主防災組織連絡協議会で何か1つのことでも、2つのことでもやっていたらと思っております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

それとこの自主防災のこの間いただいた資料はいつ付の資料なんでしょうか。

○議長（大石哲雄）

森岡君。

○総務政策課企画員（森岡真輝）

その資料につきましては、平成25年4月1日現在の資料になっております。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

毎年つくり直しているという認識でいいですか。

○議長（大石哲雄）

森岡君。

○総務政策課企画員（森岡真輝）

毎年、自主防災組織の資機材につきましては、買うたときの資機材でございまして、報告がある地域もあるんですが、追加があるということで、そういった場合は整理してつくりかえておりますが、基本的には最初買ったときの機材ということになっております。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

ちょっと中身、余り現状と合うてないところもあるんじゃないかなというふうな感想も持ちましたので、せっかく連絡協議会がありますので、そこで一度調査をしていただいて、全部買わんでも持ち寄ってできるよという部分についても、やっぱり資料化しておく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、その点なんかも含めて取り組んでいただくということはどうですか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、森岡君。

○総務政策課企画員（森岡真輝）

今、先生おっしゃるとおり、そういう部分も含めまして取り組んでいこうと考えております。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

それでは、③の小中学校の防災教育についてに移らせていただきます。

まず、平成25年度のきょう現在までどういうふうな防災教育を小学校5校、中学校1校で行っておられるかということについてお尋ねをいたします。

○議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

③の小中学校の防災教育についてお答えいたします。

平成25年度はどのような実践を行ったかというご質問です。学校には学校教育計画が策定されておりまして、その中で防災として児童生徒の命を守る、身の安全を第一に考えることの計画がなされておりまして、火災や地震に対する訓練では、先生の誘導のもと、避難経路を定めて運動場など安全な広場に避難する訓練を行っております。万が一休日に海沿いで地震に遭った場合、津波のことを考え高い場所に避難する指導もしております。

学校別の実践・取り組みですが、朝来小学校では10月に火災訓練を実施しました。1月に地震に対する訓練を実施することにしておりまして、起震車による震度の大きさによる揺れも体験することにしております。生馬小学校では1学期に学校集会においてパワーポイントを利用した震度と揺れの状況、場面想定での避難方法などを学習しております。12月16日、今週の16日なんですが、地震に対する避難訓練を実施しました。このときは起震車による体験も行っております。岩田小学校では1学期に洪水・暴風雨、2学期に地震・火災に対する避難訓練を実施しております。

上富田町は、津波の被害は想定されておられませんけれども、遠足などで出かけた場所が海沿いであれば、津波、それと富田川の洪水も想定しまして、岩田神社の高いところまで逃げる訓練を全校児童で実施しております。

岡小学校では2学期に地震に対する避難訓練を実施しております。また集団下校を行い、地震発生時の避難場所や危険物について確認を行っております。3学期に火災を想定し、避難訓練を実施することにしてあります。また、大雨・洪水・雷雨・竜巻に対する対応についてビデオ学習を行っております。

市ノ瀬小学校では2学期に消防署の方に来ていただき、火災訓練を実施しました。消火器の使い方も教わっております。地震に対しましての避難訓練を3学期に実施することにしており、以前、だるま寺までの避難訓練を行いましたが、今回も高台への避難訓練を検討しております。



小学校では、社会科授業で4年生や3年生は消防署を見学し、消防士さんから火災などについて学習を行っております。朝来・生馬小学校の5年生は稲むらの火の館を見学し、地震・津波について本年度、学習をしております。また、学年ごとに教材を利用した防災学習と津波に関する防災ビデオを視聴する学習も行っております。

それと中学校ですが、年明けの1月に地震による火災を想定した避難訓練を計画しております。当日は消防署と連携し、地震発生後、家庭科室から出火したとの想定で火災による避難訓練と消火訓練を実施予定です。昨年度になりますけれども、洪水により富田川が氾濫するとの想定で、行政及び消防署と連携して全校生徒が朝来小学校まで避難訓練を実施しております。育友会でも保護者への津波防災啓発として、10月に教育講演会を開催しております。

以上が各学校の取り組み状況でございます。

#### ○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

#### ○2番（木村政子）

なかなか避難訓練とかそういうのは実践的に行われていて大変結構かなというふうには思いますが、11月5日の日に田辺市の防災シンポジウムというのがありまして、そこで中学校の生徒さんとか小学校の生徒さんとかがいろいろな実践報告をなさいました。高雄中につきましては、生徒さん10名が釜石の中学生、実際被害に遭われた中学生と2泊3日で交流をしてきたという報告があったんですが、行くときの顔と帰ってきたときの顔とが全然違う、すごいすばらしい実践報告がありました。

10名も2泊3日で行って費用的にどんなんかなと思って田辺市の教育委員会へお尋ねをしましたら、たまたまNHKのシンサイミライという番組があって、そこが田辺市の学校でどこかありませんかという話があったので高雄中学校さんに受けていただいたと。全部NHKが費用を持ってきてくれたんですというお話だったので、すごくいい企画でもあるし、タイミングとしてもよかったなというふう感じたわけですが、やっぱり実際に机の上で勉強するだけでなしに、被災地とかと直接触れ合うと物の感じ方というのが変わってくるんじゃないかなというふうに思います。

新庄中学校では、おとといの夕方6時のNHKのニュースで、このカレンダーをアナウンサーの方が持って、これは新庄中学校の生徒さんがつくったカレンダーですというご紹介があったんですが、新庄中学校は以前に私もここでご紹介させていただきましたように新庄地震学というのをずっとやられていて、各教科の中で生徒さんがいろいろ調べたり、これは美術部の生徒さんが校正をして、それでこういうカレンダーをつくられたので、後ほど教育委員会に1部参考に差し上げますので、できるだけそういう実践的

な授業とか訓練とかをしていただきたいというのを要望しておきたいと思います。

小中の報告をしていただいたんですが、上富田には熊野高校という県立の高校もありまして、おとついでですか、ラグビーの激励会があったんですが、町長が町立やと思って頑張ってくれという激励をされていまして、県立高校ではあっても中高連携とかいろいろと、本当に町立の高校のような熊野サポーターズリーダーさんの活躍なんかもすごい目覚ましいものがございます。

私、何年も前から県民カレッジの企画ゼミというのに参加をさせていただいていろいろと防災の取り組みを勉強させていただいているんですが、ことしは熊野高校の先生3名がその企画ゼミに参加なさって、熊野サポーターズリーダーさんと地域の防災に取り組んでいる方と何とか結びつけられないかということで、一緒にやろうということでことしはやっております。

先日、後で出てきますけれども、ふれあいルームの指導をしていらっしゃる方と一緒に私たちのゼミで町にあるかまどベンチという体験をさせていただいて非常に勉強になりましたので、1回、小中高、3つの世代の生徒さんを中心にかまどベンチ体験をしようという取り組みが今進められております。一応、1月25日にやりたいというふうに思うんですが、翌日が町長選挙の投票日なので、選挙になるとちょっと25日というのは日程的に難しい面もあるわけですが、ぜひそういう世代を超えて小中高連携の企画なんかもございますので、当局としても応援をしていただきたいと思いますと思うんですが、その辺について役場のお考えはいかがでしょうか。

○議長（大石哲雄）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

まず1点お願いしたいのは、田辺市と上富田の大きな違いは、田辺市が時間的に余裕のない津波ということがあるんです。上富田町は昭和21年に南海大地震を被災しております。このときの話を聞いたんです。さほど言われるような被害が出ていないんです。何が記憶にあるなといったら新庄に行ったという記憶がございます。極端に言うたら田辺と同じような考えではなしに、上富田は上富田としての地域としての防災をする必要があると思います。そういうことで熊野高校と毎年一緒に防災訓練をしている、その中でいろんな意見を聞いております。

例えば熊野高校へ介護所、救護所をつくったらできるんかと、できないと。結論的に言うたらできない。何ができないといったら電気がない。上富田町の場合でありましたら、今言われているようなことではなしに、一つ一つ物事を整理していくということでご理解をいただけるように。

それともう一つは、ご存じのように平成23年に熊野高校生が亡くなるというような大水害があった。あのときのイベントは中止しております。熊野高校から申し入れがあったのは役場の職員と熊野高校生と古座の被災地でボランティアしたいということで、実践的に熊野高校生が行ってくれたようなことがあるんです。できましたら田辺を参考にするとかどこをどうというのではなしに、上富田町としてどういうふうにするかというものの考え方に變更していただけるようお願いしたいと思います。

○2番（木村政子）

さっきの返事は。

○議長（大石哲雄）

連携してはどうかという。

○2番（木村政子）

連携することに応援してもらおう……

○町長（小出隆道）

もう既にしている、連携は。連携は既にしてるよ、熊野高校と。

○2番（木村政子）

課長、返事くれるの。

○議長（大石哲雄）

答弁ありますか。

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

お答えいたします。

先ほどからの町長の答弁の中でもあるんですけれども、行政と熊高とは連携してやっているよ、防災訓練を通じてやっているよということですが、今後、中学生につきましても防災訓練の日が学校行事と重ならなければ中学生にも参加を勧めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

田辺とも違うし、白浜とも違うし、みなべとも違う、これは当然の認識だと思います。ですから、沿岸部が万一津波ということになったら、上富田は応援の部分で特に大きい働きというのが期待されるんじゃないかなというふうに思うので、そういう場合にもこのかまどベンチなんかを体験しておくということが、万一よそからの避難者を受け入れるというような場合でも実効的に効果があると思うので、そういう点については私も町

長と同じ認識は持っています。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

1つ紹介しておきたいんですが、熊野高校さんがサポーターズリーダーでハートフルマップというのを今つくっているんですね。社協と連携して独居老人のお宅を訪問して、災害時の話とかをいろいろ聞いてきてマップをつくるという取り組みなんかをされています。そういうことをぼうさい甲子園というのが毎年募集されているわけですが、そこへお出しになったら教科アイデア賞というのに見事選ばれて、1月12日に表彰してもらえるということになっておるそうでございます。本当に上富田の皆さん頑張っておられると思います。敬意を表したいと思います。

それで、かまどベンチについてちょっとお尋ねしたいんですが、これは1基幾らぐらいあって、今後、それを今、朝来には4基あると思うんですが、ほかの岩田や市ノ瀬やという、そういうふうに広げていく計画というのはございませんか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、森岡君。

○総務政策課企画員（森岡真輝）

かまどベンチですけれども、1基につきましては約25万から6万円ぐらいします。そして、町内でふやしたらどうかというようなお話ですけれども、何しろ固定式という形になりますので、設置する場所にもよりますし、持ち運びもできないということで、例えばスポーツセンターに1基設置したりしてもそこから持ってくることもできないということもありますので、できれば携帯のかまどというのがあるんですけれども、かまどセットというのがあるんですけれども、それだったら2万から3万ということでこれぐらいのものですけれども、それにはセットにしてマッチから木からいろいろ入って、着火剤から入ってというセットがあるんです。それでその部分についてはうちにはまだ備蓄はしていないんですけれども、今後、そういう方向も取り入れていったらと思っておるんですけれども、うちにはガス釜用の持ち出し可能なやつが3台置いております。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

それでは、防災については以上で終わります。

児童館活動について行かせていただきます。

○議長（大石哲雄）

防災についての質問を終了して、次に、児童館活動についての質問を許可します。

○2番（木村政子）

それでは、児童館活動についてお尋ねいたします。

ただ、今は3カ所児童館があるというふうに認識しているんですが、ここの活動についてかいつまんで教えていただけますか。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

よろしく申し上げます。

2番、木村議員さんのご質問にお答えします。

まず、その3カ所の児童館の現状はのご質問でございますが、町内には児童館として下鮎川児童館、岩田児童館、朝来児童館の3館がございます。児童館の担う役割は、放課後における子供たちの安全・安心な居場所づくりと地域における教育力の向上を図る施設として運営しているところでございます。

下鮎川児童館、岩田児童館につきましては、各地域に応じた子供会活動の拠点の場として歓送迎会、送別会、クリスマス会及びにこにこ文庫による図書の貸し出しや読み聞かせなど、青少年の健全な育成事業の場として活用しているところです。この下鮎川児童館、岩田児童館は、地域の町内会館としても利用され、町内会議や町内行事等の運営に利用、また老人クラブでもふれあいサロン、介護予防教室、サークル活動など高齢者の生きがいづくりの拠点として利用されてございます。

一方、防災対策として児童館は災害時における一次避難場所として、地域住民の安全・安心を確保する拠点避難所に指定されているなど、各分野において児童館が地域のコミュニティ施設として利用されているのが現状でございます。

また、朝来児童館では、地域の子供の居場所づくりとして、遊び場の提供、学習ホール、硬筆教室、また上富田ふれあいルームを中心とした学習・体験の場を提供し、地域の実情に応じた児童の育成の拠点の場として活用されています。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

大変よくわかりましたが、朝来児童館のふれあいルームの中身について、もうちょっと詳しくお願いできますか。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

お答えいたします。

朝来児童館では、地域の子供の居場所づくりとして子供たちや保護者の方の学習・交流・遊びの拠点として、また学習ホール、硬筆教室などを実施する中、上富田ふれあいルームを実施してございます。上富田ふれあいルームは、毎週土曜日にみんなでいろいろな体験や交流をします。例えば切り絵、お菓子づくり、たこづくり、DVD鑑賞、クリスマスツリーやキャンドルスタンドづくり、防災教室や避難所体験など、さまざまな体験や遊びを通して地域との交流や友達との交流の輪を広めるなど、子供たちの健全な育成に努めているところでございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

このふれあいルームは経費的にはどういう運営になっているのでしょうか。

○議長（大石哲雄）

藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

まず、ふれあいルームの実施に当たっては、ある程度の要綱にのった規則がございませう。その中で、毎週、例えば土曜日に2時間程度実施するというこの中でやってございます。特にふれあいルームでは指導員が1名、安全管理人が2名という人員的な制限もございませうし、年間に実施しなければならない回数等も規定されてございます。そういう状況の中で、基本的な補助金ですけれども、これは事業費の3分の2程度が補助金としていただくようになってございます。

そういう状況の中で、24年度の実績では、おおむねですけれども、人件費、それから旅費、需用費等を含めまして約107万6,000円程度の事業費が要するというように積算しています。

以上です。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

年間48回行事をせんなんという縛りがあるみたいで、補助はそこそこあるみたいですが、中身を聞いてみると非常にすばらしい活動をやっておられるので、私は朝来だけ違くて、下鮎川とか岩田の方にもぜひそういうすぐれた施策は体験してもらえんものなのかなというふうに考えているんですが、もし単独で難しい場合には、朝来、希望者をさせてあげるとか、そういうことも含めてどうなんですか。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

お答えいたします。

まず、ふれあいルームの実施に当たっては、まず指導者、それからコーディネーター、それから安全管理人、それから指導員等の人件費、使用料、賃借料、消耗品、こういうのが多々ございまして、24年度実績で先ほど言いましたように約100万程度の経費が要るということで、大変、現在の財政状況を踏まえたら困難であるというふうに考えてございます。

それに伴いまして、地域において子供会活動が主体となった児童館での利用がありますので、その辺を今後推進していきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひします。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

児童数もいろいろあるので難しいとは思いますが、できるだけいい活動については広げていただくということで、今後も取り組みをお願いしたいと思います。

じゃ、議長、児童館活動については以上で終わります。

○議長（大石哲雄）

それでは、児童館活動についての質問を終了しまして、次にみなし寡婦控除についての質問を許可いたします。

○2番（木村政子）

それでは、3番のみなし寡婦控除に移りたいと思います。

みなし寡婦控除というのは何か聞きなれん名称でございまして、寡婦控除というのは皆さんご存じのように、婚姻歴のあるひとり親家庭の女性が所得税を納めるときに適用される優遇措置でございまして。ここに婚姻歴のあるという文言が入っておりますので、未婚でシングルマザーで子供を産み育てている方には適用されないということになっております。

特にシングルマザーの場合は年収も低いし、非常に生活が苦しいというのが現状でございまして、日弁連の見解なんかでは法のもとに平等であるべきだというような見解も出ておりますので、この点について上富田の現状はどうなのかということをお尋ねしたいと思いますが、まず、上富田町ではこのみなし寡婦ということについてどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（大石哲雄）

税務課長、山崎君。

○税務課長（山崎一光）

2番、木村議員さんのみなし寡婦控除に関するご質問についてお答えいたします。

先生ご指摘にもございましたように、現在の税法上では、寡婦控除が適用される方は夫と離別・死別またはその生死が不明で合計所得金額が500万円以下の方及び扶養している親族または生計を一にする子供がある方と規定をされております。この場合には一定の補助が受けられるということでございます。

一方、非婚のシングルマザーにつきましては、税務事務におきましてもそのことの申告義務や確認の必要がございませんので、税務課といたしましては、人数は把握しておりません。

また、非婚のシングルマザーであることを確認できたといたしましても、税法上では寡婦控除の適用規定がございませんので、みなし寡婦控除につきましては、現在の税法上では該当者がいないということでございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩をします。

---

休憩 午後 2時12分

---

再開 午後 2時12分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

2番、木村君。

○2番（木村政子）

確かにこのみなし寡婦というのはプライベートの問題もありますので、ひとり親の方にあなたは非婚ですか、既婚ですかと、そういうことは多分それはできないと思いますので、保育料とか公営住宅の家賃については町で決めることができますので、その場合にひとり親の場合はどういうふうな扱いになるのか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。まず保育料からお願いします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課企画員、坂本君。



○住民生活課企画員（坂本 巖）

2番、木村政子議員さんのご質問にお答えします。よろしくお願ひいたします。

みなし寡婦控除と保育料の関係についてでございます。

保育料の算定につきましては、国から示された基準額により、毎年、保育所運営審議会において協議していただき、階層ごとの保育料の金額を決定してございます。これらをもとに保育所を利用される世帯の前年度所得を当てはめた結果、個々の保育料の算定を決めさせていただきます。

先ほど木村議員さんからのご指摘、ご認識のある寡婦控除につきましては、女性の納税者が所得税法上の寡婦に当たる場合に受けられる所得控除でございます。これにつきましては、所得申告時に申告者が寡婦に対しての申告をするのかはまた個人の判断となるわけでございますが、保育料、保育所の入所におきましては利用者より入所時に申請書を提出していただき、入所決定後、その世帯の所得照会をした時点におきまして、その方が所得税法上の寡婦控除の申告をしていただければ、母子世帯である旨の判断・把握をしてございます。

しかし、先ほど税務課長のほうからも重複するかもわかりませんが、税制上、シングルマザーの方につきましては寡婦控除の対象とならないために、該当者につきましては把握していないのが実情でございます。

保育料につきましては、非婚のシングルマザーの世帯であって寡婦控除の対象とならない場合におきましても、児童の属する世帯が母子または父子世帯であった場合におきましては、保育料の徴収基準額表の規定にかかわらず、第2階層の非課税世帯の世帯におきましては、保育料につきましては無料、第3階層世帯の町民税課税世帯におきましては減額措置を行っておるということでご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○2番（木村政子）

では、続いて、住宅家賃。

○議長（大石哲雄）

産業建設課長、植本君。

○産業建設課長（植本敏雄）

公営住宅におきましては、毎年の家賃の算定の際に、添付書類の1つに課税証明書がございます。この証明書で収入審査を行いまして、収入のほか控除すべき対象があるか判断してございます。現時点の入居者につきましては、母子家庭の世帯としてはございますが、全て寡婦控除がされているということでございます。

こうした観点から、議員ご質問の非婚のシングルマザーにつきましては該当者なしと

というような判断をしてございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

2番、木村君。

○2番（木村政子）

上富田町では、現在のところ該当者なしのようでございますので、まずはよかったかなと思います。この問題については国としても税法を将来的には変えていくという方向もちょっと起こりかけているようでございますので、その点に期待をいたしたいと思えます。

それでは、以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（大石哲雄）

2番、木村政子君の質問を終わります。

それでは、引き続き一般質問を続けます。

1番、山本明生君。

山本君の質問は、一括方式です。

質問を許可します。

○1番（山本明生）

紀の国わかやま国体について質問します。

1つ目は、高速道路開発が進んでおり、当然、国体開会式を目標とされていると思いますが、工事の進捗状況はいかがでしょうか。

2つ目は、選手・関係者が大勢来られると思いますが、何人ぐらい人出を予想されていますか。

3つ目は、国体開会中は役場の職員も大勢大会運営にかかわられると思いますが、役場の業務の影響はどの程度予想されていますか。

4つ目は、上富田町の経済にもいろいろと波及効果が出てくると思いますが、どの程度見込んでいるのでしょうか。

5つ目は、坂本冬美さんが国体イメージソング、「明日へと」を歌ってくれるそうですが、上富田町出身ということで会場の近く、適当なところにメモリアルをつくってはいかがでしょうか。

次に、口熊野かみとんだの発信について。

岩崎に予定の口熊野交流館の位置が熊野古道の入り口であることを全国に発信する必要があるのではないかと考えています。現在いろいろな研究がなされていると思いますが、上富田町を発信するビックチャンスはないでしょうか。

以上です。お願いします。

○議長（大石哲雄）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

1 番、山本明生議員の一般質問に答えます。

1 番目の紀の国わかやま国体についてであります。その中の 1 番目として、高速道路完成が国民体育大会の開会式に間に合うかとの質問でございますけれども、国土交通省は平成 27 年度中を完成目標、要するに完成の目標にしていますということでございます。町や県からは国民体育大会前の 9 月までに完成を要望し問い合わせしていますが、返事としては同じでございます。

このため、いろいろな角度から国民体育大会前の早期完成を要望しているところでございますが、早期完成につきましては二面的な課題がございます。一面は物理的、要するに工事の問題でございますけれども、物理的にできるかということが挙げられます。これは大半の工事が既に発注されておりまして、精力的にトンネル等の工事が行われていますが、最終的には舗装とか道路・電気、こういう設備が必要となってきます。このようなことを踏まえたときに、やはり天候の問題とか予算の問題ということで、現時点では私どもの立場から見たら返答できんということでご了解いただきたいと思っております。

もう一面は、早期完成に間に合う予算措置が必要となります。特に 26 年度の事業予算に左右される部分が多くございます。先日も県町村会として京奈和自動車道路の紀北西道路と紀勢線の紀伊田辺すさみ間の早期完成の要望活動を行っていますが、要望活動としましては、上富田スポーツ観光推進事業などでスポーツ利用者が伸びてきていることや紀州口熊野マラソン参加者も交通の利便性が高くなったことを上げて参加者が増加していることを説明し、高速道路の必要性、要するに地域の振興に役立つことを説明していただいております。

一方、予算のほうですけれども、公共事業関係は、平成 10 年度当初は補正予算は 14 兆 9,000 億程度あったんです。平成 25 年度の当初予算は 5 兆 3,000 万円と 7 割減っているのが実情でございます。最近の新聞報道でございましたら、26 年度の公共事業関係は 6 兆円と報道されまして、平成 25 年度と同じような予算のつきぐあいでは十分予算が配分されるとは思っておりません。高速道路の整備促進は財源的にも難しいことがあります。我々としては国に対してより一層の要望活動を実施し、早期完成を要望しますが、これらのことについてもご理解いただきたいと。

今のところは非常に厳しいらしいんです。何が厳しいかというたら、端的に公共事業に対して風当たりが強いよ、こういう中で余り伸びないということです。特にお願いし

たいのは、こういう国民体育大会があるないというよりも、やはり串本とか新宮のほうを見たときには高速道路の必要性を理解していただくということが必要に考えております。

次に、2番目の選手・関係者の人出予想ですが、今回の紀の国わかやま国体は、1市町村で1種目の会場を設営することが困難な状況です。県が示した国体の計画書によりますと、軟式野球は田辺市を中心に6市町で開催されると、要するに6つの会場に分散されますよということです。上富田町はそのうち4日間、サッカー競技は上富田町を中心に6市町村で、上富田町は5日間、ラグビーは串本町と上富田町で開催され、上富田町は4日間開催することになっています。今のところ具体的な組み合わせ等が決定されてなく、正確な人出予想は難しいことですが、その中で教育委員会が予想した人出につきまして、後ほど教育委員会から説明をさせます。

次に、3番目の大会期間中の役場の業務に影響が出ないかについてであります。端的に申し上げますと影響は出ます。国民大会は一面、一過性の大きなイベントで準備期間中も含め、他の市町村、例えば白浜町は期間認定つきの職員を採用していますし、田辺市は職員数も多く、他の部署から人事異動により対応しますが、上富田町は人数も少ない上、任期つき職員採用は課題が残ります。特に試合期間中は多数の人手が必要となり、その対応には職員だけではできないことがあり、ボランティアに頼ることが多くなります。要するに3人や5人、任期つきの職員を採用したところで、大会当日にそのぐらいの人数で役立たんということで、ボランティア活動をお願いすることがあるということでご理解をいただきます。

まず、そういうことを踏まえまして、職員に平成26年度のリハーサル大会から平成27年度の本大会中の2カ年の仕事量を調整するよう指示しております。要するに27年度は役場は積極的に仕事を持ってこんと26年度にするとか、28年度に仕事をするというような事業配分をするということをお願いしております。

また、27年度、当年度につきましては、9月と10月に行われるわけですが、月別の仕事が入って、この期間中じゃなしに早うするとか遅うするとかというような仕事のスケジュールを組めということをしてしております。このような状況を広報かみとんだで町民の皆さんにお知らせするよう教育委員会にこれも指示しております。要するにそういうことをしたところで、町民の皆さんの協力がなかったらあかんということで広報でさせるようにしております。

一方、庁内では毎月、国民体育大会に向けての課長級の会議の開催して協議していますが、既に町内の事業者や学生、一般の方々にもボランティアの協力を要請しています。このような要請に対しまして、数社から協力の受託も現在のところはいただいております。

す。できましたら議員各位も自主的にボランティアに参加していただけるようなことでお願いしたいです。

一例でございますけれども、具体的な例としまして、毎年5月に実施していますウエスタンリーグ、これは極端に言うたら26年度と27年度は中止するという事で阪神球団にも申し込み、ご了解をいただいております。このように支障が最小限になるよう努めますけれども、できましたらそういうことについて町民の皆さんのご協力をというふうに、特にこのことについては災害にも大きな関係があるんです。といいますのは、大規模災害がおこったときには職員が大半災害に対応する、日ごろの事務ができんようになる。これは極端に言うたら災害時の対応にもこういうことが必要であるということのご認識をお願いしたいと思います。

次に、4番目の経済的な波及効果ですが、経済の波及効果の算定につきましては、その算定の範囲、地域の設定や期間の設定が難しいことがあります。例えば交通費を利用するとしたら選手の出発時点から上富田町へも、上富田町の経済の波及効果になるのかということもございます。また極端に言うたら終わってからでも何らかの形のものがあったらそれもするかということがあるんですけれども、こういう算定が難しいことがありますけれども、ちょっと話をさせていただきましたら、会場の設営、この会場の設営は会場の人の動線等のことを検討し、施設の配置が必要となります。

国体を実施しました市町村のケースを調査しますと、これはぎふ国体とか東京国体を視察しております。そういうことをしましたら、専門的なリース会社へ委託することが一般的で、町内業者は無理と判断します。要するに国体に対するリース会社があって、その方に頼むしかトラブルがないというようなことで、上富田町の業者はこういう面では経済の波及効果がないように思います。

次に、交通関係では、町内にタクシー会社が三台ございます。このタクシーは何らかの形で利便があるのと違うかなと思っております。

次に、弁当等の仕出し部門や宿泊部門もある程度の経済の波及効果が得られます。人数的なこととその他のことも大半は上富田町では反対に賄うことができんの違うかなと。宿泊も上富田町で賄うことができる、弁当も弁当の数が多かったら賄えることができるのかということですが、今はうれしいことに、教育委員会とか総務政策課を軸にこの機会にということで、スポーツ観光推進事業で町内業者と話をさせていただいています。この業者を参考に物事を考えたいんですけれども、仕出し部門では9業者、宿泊部門では5業者が登録しています。この業者だけでは経済の波及効果、やはり少ないな、上富田町は国体といっても経済の波及効果は少ないなと思っております。

また、お土産も紀州口熊野マラソン開催時に一時的なお土産を扱っておりますけれど

も、少ないなということをおもっております。いずれにしても上富田町は少ないというような判断をしておりますけれども、参考に、じゃ、ほや、なつとなんなどいうことを検討をさせていただいております。例えば仕出し事業者は9業者ございます。1業者当たりの製造能力も調べております。50食から最高が300食ぐらいまでつくれますよと段階的に幾つもあります。1日当たりこれらの業者を合わせたら1,000食を受注するのが精いっぱいではないかとか、そのときに弁当の値段も300円のものもあれば、500円のものも1,000円のものもありますけれども、500円ぐらいの場合では、1日当たり50万、1,000食に対して500円で50万円の波及効果が出てくるん違うかと。これを極端な例で言うたら、期間中の11日間を掛けるんか、そういうことが出てくると思うんです。

宿泊の場合ですけれども、業者数は5業者で、これも5業者から部屋の宿泊数を聞いております。一番少ない民間の業者は5部屋、それから一番大きいのは、これは朝日になりますけれども、79部屋、この1室に2人か3人泊まるとしましたら、1日に200人ぐらいが最高上富田町では宿泊することができるん違うかと。それも選手の層によって1日3,000円とか5,000円とか7,000円が出てきますけれども、5,000円とした場合やったら、200人で5,000円で泊まっていたら1日100万円ぐらいの経済の波及効果が出てくると思われまして、いずれにしても思うほど上富田町は経済の波及効果なしに、やはり田辺市とか白浜町に落ちるんじゃなかろうということをおもっていただけるようなことをお願いしたいです。

上富田町は、ご存じのように観光行政が主体の町ではないので、今後やはり第六次産業ということをおもったときに、この部門へ積極的に行政を進める必要が出てきます。そういうことでこの機会を捉まえて、今後のことについてできたらご理解をいただけるようお願いしたいと思っております。

次に、5番目の坂本冬美さんのメモリアルをつくっての提案ですが、ぜひとも坂本冬美さんに力を貸していただきまして、上富田町の振興に努力したいと考えております。既に外部の専門の方からつくったらというような話があるんです。例えばどこの町に行ったら美空ひばりのメモリアルがある、どこへ石原裕次郎メモリアルある、こういうものを参考に話を持ってきた業者があるんです。ところが今の段階やったら坂本冬美さん自身の事務所も多分断ると違うやろうかと。なぜ断るかといったら、以前の上富田町の、多分50周年やったと思っておりますが話したんです。名誉町民にさせていただきますという話をしたら、やはりまだまだ勉強して本人も頑張らせる必要があるんで、今の時期では早いよ、丁寧なお断りをいただいたという経過があるんです。こういう形の中でこういうメモリアルというのは、今の段階であつたら関係者の同意が得られにくいと思

っております。ただ山本議員言われましたようにいい機会なので、例えば坂本冬美に了解をいただけるのならこういう提案が出ますよということは職員にも提案させますし、議員の皆さんにも坂本冬美をご存じの方がいるので、できたら声をかけていただいて振興に助成をしていただくというような格好でご協力をいただけるようお願いしたいと思います。

次に、大きな2番目の仮称口熊野交流館についてでございますが、ご存じのように高速道路紀勢線の紀伊田辺すさみ間は、当初はこれは日本道路公団が事業主体として行うことで決まり、説明会の段階では日本道路公団がしますよということしております。このことについて岩崎の話もあって、岩崎のパーキングエリアも日本道路公団がするという中で話したんですけれども、政策の変更、新直轄になって国土交通省が直接するというように決まっております。このとき言われたのは、新直轄区間はパーキングエリアとかサービスエリアとかトイレについてはしませんよ。残土処分については地元の協力をさせていただきたいということもございまして、既に岩崎とも約束してある関係上、県のほうへも相談して、県も相談に乗ってくれ、県も一部補助金的に助成はしますよというような格好で今の話になったといういきさつがございます。

そういういきさつの中で上富田町が口熊野交流館をするわけでございますけれども、これをいろんな形で調査しております。例えば地元の農産物の販売を主体にします物産直販所方式、要するにこれはこの付近でもあるんですけれども、物産直販方式、情報発信を加えました道の駅方式、それと純然たる高速道路のパーキングエリアやサービスエリアがあります。

仮称口熊野交流館は、印南町とか有田川のパーキングエリア、サービスエリアと異なる点は町単独の建物で上富田町だけで考えることとなります。これは極端に言うたら印南の場合やったら日高地方全般とかこういうことになるけれども、上富田町でこれは単独に考えるようなことになっております。

しかし、地域の振興対策としては口熊野交流館は有効な手段となりまして、町行政だけで考えるより農林水産業者や商工業者も含めて振興対策を考えることから、付近の直販所、道の駅とかパーキングエリアなどの施設を見学しましたが、結論として出てくるのは、高速道路内の販売は通行車両利用者が主たるお客さんと考えたときには、やはり商工業者が主体に地域の振興につながるような政策が必要ということで、既に高速道路対策委員会にも説明しておりますけれども、商工会を中心に考えるということでご理解をいただいています。現在、商工会としては町内の業者の希望とか要望を聞き、これをまとめるということで検討しております。今後の課題としては、国土交通省として道の駅として指定を受けるのええんか、道の駅として指定を受けたら標示看板はしてくれる

らしい、ここに道の駅あります。ところが道の駅と指定された場合、24時間、トイレなんかあけておけ、極端に言うたらトイレについては、例えば町に費用的な負担が出てきてもあけておかならんということが道の駅としたら出てくる、マイナスの要素も。ただ道の駅にするしか私はいいと思っております。

そういう中で、もう一つは、情報の発信についても上り線にするということで、極端に言うたらどの地域の情報発信をするか、上富田町だけの発信にするのか、白浜町も加えるんか、すさみ町も加えるんかということは、やはり上り線だけであるということで、要するにお帰りのお客さんが多いんですわ、主体は。そこへどういうことをするかということが出てきます。

もう一点は、印南とかあるいはパーキングエリア、町もお願いしておりますけれども、何か行事やったら単発的にパンフレットを置かせていただくような格好になります。そういう単発的なパンフレットも置いた中で情報発信するかということがございますけれども、これは今のところは商工会と相談しているところでございまして、今後、高速道路対策特別委員会へ相談するというご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

#### ○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

#### ○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

よろしく申し上げます。

まず、1番、山本議員さんのご質問にお答えします。

国体の人出予想のご質問ですが、初めに国体の話を少しさせていただきます。国体は平成27年度に紀の国わかやま国体、紀の国わかやま大会が開催されます。和歌山県では1971年、昭和46年に第26回くろしお国体が開催されてから44年ぶりの第70回国民体育大会となります。紀の国わかやま大会、国体では、上富田町はスポーツセンターを会場に9月26日から10月6日までの11日間、サッカー、ラグビー、軟式野球の3競技が実施されます。紀の国わかやま大会、これは障害者スポーツ大会になりますが、10月24日から26日までの3日間、フライングディスク競技が実施されます。

また、平成26年度には、国民体育大会のリハーサル大会として5月に軟式野球大会、9月にはサッカー大会が上富田スポーツセンターで開催されます。町としてことし3月に上富田町実行委員会、7月には役場庁内の上富田町庁内推進会議を立ち上げて、町全体で国体の開催に向けて取り組む準備を進めてございます。

ご質問の人出予想につきまして、先ほど言いましたように上富田町は3競技ございま



すので、国体期間中、選手・スタッフ・競技運営員等で延べ5,000人、それから一般の観客数で約9,000人、合わせて1万4,000人から多くて2万人程度がこの上富田町に訪れると現在予測しているところでございます。

なお、開催に当たりまして、和歌山県及び町ではおもてなしの一環として競技会場、主要道路、駅、空港などを花や緑でいっぱいにする運動やごみのない状態にする環境美化運動を定着させ、クリーンな環境づくりを推進して来県者をお迎えしようとして現在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

#### ○議長（大石哲雄）

1回で答弁漏れないですか。

1番、山本明生君の質問を終わります。

14時55分まで休憩します。

---

休憩 午後 2時42分

---

再開 午後 2時55分

---

#### ○議長（大石哲雄）

再開します。

一般質問を続けます。

12番、井澗治君。

井澗君の質問は一括方式です。

質問を許可いたします。

#### ○12番（井澗 治）

私は、住民が主人公の町政を目指して、住民の皆さんの良識が輝く町政に全力を尽くす、そういう立場で議員活動をやっております。

こうやって定例会ごとに上富田町のトップと論戦できることを、非常にうれしく思っております。よろしく申し上げます。

まず、最近の国内政治。町民の生活は日増しに厳しさを増しております。増税路線、自民・公明両党は、12月20日に2014年度税制改正大綱を決定しました。安倍政権は、消費税増税を来年4月に8%、15年10月に10%引き上げることを狙っています。大綱では、消費税の軽減税率について、税率10%時に導入するとしました。しかし、具体的な時期の明記はなしであります。14年12月までに詳細を検討するとし

ています。大企業には、14年度末までとされていた復興特別法人税を、13年度末で1年前倒しで廃止することを正式に決めました。給与所得控除では、1,200万円超のサラリーマンは16年1月から、同1,000万円超のサラリーマンは17年1月から、所得税、住民税の増税をやります。また、大企業を対象に、交際費の50%、飲食に限るとなっておりますけれども、それを損金として算入できる制度を創設しております。また、国家戦略特区では、積極的に税制で支援するとし、企業の設備投資や研究開発などに、減税を他の地域よりも拡充するとしております。また、法人税の実効税率は引き下げる環境をつくり上げると明記しております。その中では、国税の中の地方税、つまり地方住民税、事業税などについても国税にするというようなことが言われております。

こうした中で、町財政の問題であります。まず1番は、町税の見通しについてであります。住民負担がふえる中で、さらに生活が厳しい中で、また町民税の見通しをという、数字でリアルにつかむとどのようになるか。そこで、私は24年度決算で見てみたんです。町民の税金がふえない限り、地方自治体ですから自治体だけで財政をやっていくことはできません。ですから、まず町民税がどうなるかと見てみますと、平成24年度決算で町民税全体の調定額は、平成24年度よりも平成23年度に比してマイナスの1,972万6,700円となっております。少なくなっております。一方、町民税の未収金額を見てみますと、未収額は1億917万8,519円です。これは平成25年度8月30日現在です。この未収金を分析してみますと、町民税では、現年に対して滞納額が約3.257倍になっております。滞納額が2,264万5,815円になっております。また、固定資産税は、現年に対して滞納は1億165万1,022円です。少ないだけなんです。つまり現年と滞納額が全く同じだということなんですね。そういう状況になっております。また、軽自動車税は、現年に対して滞納額は約3.558倍となって、はるかに現年度よりも滞納額が大きいというような結果になっております。

これを見てみますと、将来的に財政計画を立てていく上で、町民税をかなり大きく見込んでいくということは、恐らく苦しい判断をせざるを得ないだろうというふうに思います。滞納も、これ以上集めればいいじゃないかということが言えるわけですが、これだけ町職の皆さんが努力してもこれだけなんです。だから、町税については非常に厳しい状況があると思うんですけれども、この町民税の見通しはどうなりますかということ、1つまずお聞きしたいと思います。

次に、支出のほうで見ていきますと、地方債の残高がどういうふうになっているかということです。平成24年度末、普通会計と特別会計の地方債残高は115億6,676万1,000円であります。これにさらに一部事務組合分の将来的負担額を入れます

と、その合計が9億375万3,000円ですから、それを足しますと124億7,051万4,000円となります。

一方、地方財源の主な財源であります地方交付税の問題であります。地方交付税、国庫負担金、補助金というものにつきましては、毎年削られてきていると。地方交付税につきましては、ふえるということは普通交付税についてはないだろうというふうに思うわけでありまして、それをまずよく見てみますと、地方交付税の影響が、三位一体の影響のまだあらわれが出ております。削減がとまりません。平成24年度の決算でも申しましたように、対前年度比として3,960万1,000円の減。対して、対12年度比では4億1,391万円です。対12年度比累計では、実に54億9,620万9,000円です。さらに、特別交付税は、対前年度比でマイナスの7,645万4,000円です。対して、12年度比の累計では、8億5,252万4,000円となります。そこで、普通交付税と特別交付税合計では、63億4,878万3,000円となっております。これだけの金額が、ずっと平成13年から削られてきているわけです。12年からかけて削られてきているわけですね。そういう中で財政運営がやられてきたわけであるんです。

仮に、これをわかりやすくするために、この普通交付税で平成24年度の公債費を支払えば、8億4,727万8,000円しか交付税が残らないということになります。この普通交付税額の残高の8億4,727万9,000円から、さらにこれをわかりやすくするため人権費を仮に支出するとすれば、マイナスの978万4,000円です。約1,000万ほど別のところから持ってこないで公債費と人権費が払えないと、こういう状況になっております。

さらに、公債費として基準財政需要額にカウントされるのは2億9,702万7,000円です。わずかに3億もないんですね。それしかカウント見てくれないんです。あとは皆、一般財源としてやっていかなきゃならないと。

負担金、補助金につきましては、例えば保育所つくるにしても補助金はありません。新設する場合、補助金はありません。それから、運営費の補助金も負担金はなくなりました。そういうのがかなりあります。わかりやすいところでは、民生費の保育所の負担金がなくなったというのが一番わかりやすく、皆さんにショックを与えるものだろうと思うんですけれども、そういう状況にあります。

こうした中で、地方交付税、国庫負担、補助金の流れについて、私はこの流れはなかなかとまらないだろうというふうに思います。となりますと、ますます一般財源がなければならぬ。財源がなければならぬけれども、公債費がどんどんふえていく、まだ新しいこともやらなきゃならない。当然やらなきゃならないことがあります。そうする

と公債費がふえていくという中で、その流れをどういうふうにつかんでいるか、補助金の流れをつかんでいるかということをお聞きしたいと思います。

次に、社会保障の関係でございます。

社会保障関係の構造改革路線というのは、私が今言ったように保育所とかそういうのもいろいろあるわけですが、まだ、介護保険、後期高齢者、それから国民健康保険などがあります。社会保障関係への構造改革路線の影響をどう見ているかという問題です。また、見通しをどう持っているかということです。憲法25条、生存権の保障にかかわって、住民の生活へ最も影響のある社会保障費への厳しい方向が打ち出されております。昨年成立した社会保障制度改革推進法では、社会保障の公費負担は消費税増を主要な財源としていました。ところが、社会保障プログラム——ここでちょっと訂正したいと思います。この質問のあれには「改革プログラム」になって、この「改革」については説明のときにこれは要らんですよということをやったんですけども、訂正されていないので、「改革」だけとってください。社会保障プログラム法では、社会保障給付には活用するという規定になっております。消費税の増税分を社会保障にという一体改革の、これはうそ偽りだったんですけども、それがはっきりと、消費税は余り使いませんよと、全く使いませんよということを表示したというように私は理解しております。こうした問題についての影響、見通しをどう持っているかということです。

こういう1、2、3のことを通じて、住民の暮らしというのはますます苦しくなってくるだろうと。国民年金の掛け金は上がる、年金暮らしではしかも年金が切られてくると。そしてさらに消費税は上がる。そういう中で、国民健康保険税あるいは介護保険とこの見直しもされるかもわかりません。一体どうなるんかという問題です。ぜひお答え願いたいと思います。

それから、財政運営における2つの転換をとというのは、これは2回目か3回目のときにお聞きしたいと思います。

次に、介護保険であります。

1番の問題は、政府は社会保障制度改革推進法を受けて社会保障制度改革国民会議を立ち上げ、その報告に基づく社会保障の見直しを進めている。さらに参院では社会保障プログラム法が可決された。これらのことの町会計への影響を聞きたいというように思います。

まず、介護保険は、平成27年度から6期目が開始します。それに向けて政府は、社会保障制度改革国民会議報告に基づいて見直しを進めています。さらに、社会保障プログラム法が可決されました。医療、年金、介護、子育てなど、社会保障全般にわたる改

革プランと——改悪プランと——その工程を定めた社会保障改悪のプログラムです。これは、憲法25条に基づく社会保障を解体し、公的支援をなくし、国民を自立・自助に追い込むものです。

その中で、介護保険については、給付の重点化の名のもとに、軽度（要支援者1、2）の介護予防給付をやめ、市町村へ丸投げしていくということになっております。介護施設への入所は重度に限定するとの検討がなされております。また、利用者に対する、1割負担から2割負担への引き上げが方向づけられております。この問題につきましても、基準は、年間収入280万円、それから公的年金等の120万を控除した残りの160万円以上と、それからもう一つは、290万円、公的年金120万を引いた170万円、この2つのどちらかにしようかと、どちらにも、両方ともいこかとか、いろいろ論議しているところでもありますけれども、いずれにしましても、介護の度数が上がるにしたがって、そういう、度数というんですか、負担がふえるということは事実であります。そこで、資料というのを見といてほしいんですけれども、資料に基づいて、資料から私、質問構成若干しておりますので、見といてほしいと思います。

1つは、会計への影響はどうなるのか、また、住民負担等はどうなるのかという問題です。町提出の資料によりますと、要支援1、2の利用限度額は、要支援1では4万9,700円掛ける81人の402万5,700円、それから要支援2では1カ月10万4,000円掛ける56人で582万4,000円、合計984万9,700円です。これを年間にしますと、支援1では4,830万8,400円、2では6,988万円となり、合計では1億1,819万6,400円です。この1割を個人住民負担ということにしますと、約1億600万円というのを何とかしないとどうにもならないわけです。これの受け皿として政府が考えているのは、地域支援事業に回すという問題です。地域支援事業でこれだけのお金を使ってやっていたものを、どういう形で受け取りをするのか、あるいは総合事業としてどうしてやっていくんかということで、非常に財政の問題で厳しく決められると思うんです。受け皿といいましても、この地域支援事業というのは全国一律ではなく、あるいは人員の運営や基準が定められていない、専門家のホームヘルパーじゃなく、ボランティアで宅配弁当で済ませることも可能です。事務量、サービスの内容も市町村の裁量で決めますということになっておりまして、まだ全然どういふふうになるかわかりませんが、もしこのとおりやるとすれば、それだけのお金を何とか捻出しないとこの人たちにやっていけないと。

そこで、要支援の人の人数を見てみますと、要支援が81人です、要支援2の利用は51人で、合計137人の人がこの事業にかかってくるんですね。その130人の人を、在宅もありますけれども、費用の問題でいきますと、一体どういふふうになっ

ていくんか、会計へ影響していくんかと。もし、これを受け皿として、そういうことをさせられるのであれば、どうなるかという問題です。

それから、先ほど言いましたように、もし利用料自己負担1割から2割へ引き上げられるとしますと、仮に要介護1、2、3、4、5まで見てみますと、倍になっていくわけですね、負担が。その中に、年金額でなくて範囲に入る人、入らない人もあるかわからんけれども、全体としては2割近くなってくるんちゃうかというのが言われております、今。例えば、要介護1では104人ですか、要介護1では104人、それから要介護2では84人、3では55人、それから4では46人、それから5では40人と、こうなっております。全部で454人です。この人たちが、もし利用料がそれぞれの段階で上がっていきますと、例えば要介護1では2割になりますと3万3,160円になります。年間では39万7,920円です。それから、要介護2では3万8,960円の2割負担になります。そうしますと年間では46万7,520円。3では、5万3,500円から64万2,000円の年間になります。4では、61万200円から2割で年間73万4,400円。5段階では、7万1,660円の2割から85万9,920円というように負担がどんどんふえていくわけですね。その中で、介護1から5までのサービス利用者の450人のうち、独居老人が51人あります。これ、横、足し算しますと51になります。これは11%から12%です。その人たちも、もしそういう段階であれば払っていきなきゃならないだろうし、いずれそういうふうには、全部、全体的になっていくんじゃないかと考えますと、これもまた財政的ないろんな諸問題が起きてくるというように思うんですけれども、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

それから、それぞれの7番を見てください。介護保険の入所重度者と限定することが検討されている、これの影響という問題であります。重度者というのをどういうところで見ると——今の方針では介護1、2を省くと、重度から省いていくというようなことを言われております。そうしますと、要介護3から4、5では——454人から188引いてみてください、それがとにかく65人、46、40となります。その人たちが、結局、その影響を受けるんじゃないんですけれども、1、2は188人あります。188人。もし省かれるということになれば、その人たちがどうなるのか。もちろん在宅の人が多いと思うんですけれども。そのうち、全体で188人あるうち37人が独居老人なんです。少なくとも、そういう人たちは、施設介護というのになっていかなければならぬと思うんですけれども、そういうふうになるというふうには、そういうことはどうなるんかということをお聞きしたいと思えます。

それから、8番ですね。6期目の対応につきましては、これは、6期目については、要支援なしになってくるわけですから、それに対してどういう対応をしていくのかと。

それから、自己負担金は、1割から2割の対応はどうなっていくかと。介護施設の入所重度者と限定することにしますと、今言ったように188人というのは1、2になるわけですね。そういう人たちへの対応はどうなるかということをお聞きしたいと思います。

次に、後期高齢者の運転免許更新にかかわっての問題です。

道路交通法が改正されまして、第108条の2、認知機能検査の結果に基づいて行う講習以外の講習をやります。あるいはまた、第1項の第12号に掲げているところの認知機能の結果に基づいて行う講習がなされるようになっております。非常に講習料が高く、みんなびくびくしながら、そしてこれは老人の足ですから、いずれにしましても免許を更新に行きます。そこで、その条文、一体どないなっているかということ。それから、大体どのぐらいな費用、74歳までと65歳以上に分けて聞かせていただきたいというふうに思います。

そして、もしそういうことが非常に厳しいなという、確かに老人も多いんですけども、厳しいなということになったらどういうふうになるかということで、これ町長さんをお願いしたいんですが、高齢者の負担に対しての減免措置、対応策を求めよう、町村会で1つ何か政策化して政府へ申し入れをしていただきたいというふうに思います。講習そのものは、私は大事やというふうに思っております。だとすれば、それを必要とするのであれば、無料にするとか、あるいはそれに対する財政措置を地方自治体に持つてこらすとかいうようなことも含めて、町村会で1つ対応していただきたいというふうに思います。

以上、3つの点に答弁よろしく申し上げます。

○議長（大石哲雄）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

まず、1番目の質問であります。財政についての町税の見通しについては担当より説明させますけれども、町税につきましては、所得によって左右されるとか、極端に言うたら、法人であつたらその受益によって左右されるというようなことが出てくるんで、決してふえるという意味にはならないと思うんです。そういうことについては、担当の税務課長より説明をさせます。

次に、町財政について、このことについて私のほうから答弁させていただきますけれども、若干ちょっと以前に振り返ってお話しさせていただきたいと思います。

私は平成12年に町長に就任しておりますし、井潤議員さんもその当事、議員として活躍されております。その当時のことをご理解いただいておりますけれども、平成9年度の決算をひいてきておりますけれども、平成9年度の決算を見ますと、地方債の残高、

これは普通会計ベースだけです、特別会計は入っておりません、普通会計ベースでは8億4,100万円と、これに加えて、極端に言うたら、町単の7割、こういうものを変換しやるといふ闇起債的なものがあったと思っております。それが、現在につきましては、平成24年度の決算では地方交付税残高は6億2,400万円と、約2億1,690万円が減額になっておりますし、この闇的な借金は上富田町はありません。この話を比較させていただくというのは、公債費は少なくとも平成9年度当時に比べてからは下がってきたということでご理解をいただきたいと思っております。

また、先ほども心配してくれております、国の三位一体の改革で地方交付税は大幅に減額していますし、保育所等の補助金をカットされました。その中で、国が示した地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、平成24年度の決算ではいずれも基準内になっておりますけれども、極端な例言いましたら、やはり影響を受けてきたとは思っております。将来的にどういうふうにするなということになってきますけれども、この町の予算の経過的に見ますと、教育とか福祉に現在多額の経費がかかるということでご理解をいただきたいと思っております。そのために基金を取り崩しているような状況でございまして、当分の間は、やはり財政が厳しい中、歳入歳出決算を見直して行政改革をする必要があるということで、今後、歳入も歳出も見直した中で行政改革が必要になるということをお願いしたいと思っております。

一例ですけれども、具体的なお話しさせていただきましたら、平成24年度の普通地方交付税は基準財政需要額が2億9,390万円、基準財政収入額は1億3,400万円で、その差の1億5,500万円が普通交付税として交付されておりますが、単純に言うたら、極端に言うたら、53%しか上富田町は交付されていないというのが実態でございまして。それを教育費におきますと、決算額は4億7,407万4,000円が決算の教育費でございまして。そのうち国庫の支出金は1,914万2,000円。これ以外にも、教育費としては、少額の収入がありますけれども、補助金としては大体こういうものです。

一方、普通交付税の小学校、中学校、その他教育費の基準財政需要額を合わせますと3億3,400万円と積算をされておりますが、これを交付率の53%にかけると交付税としては1億6,700万円が交付されております。上富田町の教育4億7,400万円に補助金と普通交付税を合わせましたら1億6,900万円の、その差額3億2,000万円が町の持ち出しになるよ。町の持ち出し。これが民生費でも言われます。民生費でも、いろんな計算したら上富田いきやるよというけれども、実質的にはその大半が一般財源であるということのご理解をいただきたいと思っております。上富田町は過疎のまちでもありませんよ。都市でもない。中山間のまちで、その中から人口が増加している



という特異なまちでございまして、財政的には優遇措置を受けないまちであり、今後、国は、極端に言うたら、財政の弱い自治体に対して助成の方向へ向かっておりますけれども、上富田町は無理という判断をしております。

もう一つの点は、財政力指数が上富田町は高いんです。上富田町の財政力指数は0.456、県下の平均が0.284ということで、0.284と0.456と比較していただいたら、相当、上富田町は上位にあります。上富田町へ、まちの中で高いのは白浜町だけ。ほかの町村は全部、上富田町より財政力指数が低い。こういう形の中で、今後国とか県の補助金はもらいにくくなるよ、地方交付税というのは少なくなってくるよということで、私としましては、上富田町の財政は一見明るく見えとりますけれども、危機的な状況が当分の間続くという判断をしております。こういうことで、できましたら今まで以上に財政が厳しいという判断を持っていただけるようお願いしたいと思っております。

次に、2番目の、地方交付税とか国庫負担金、補助金の流れですが、1番の問題としましては国の財政も限界にきていることが挙げられます。要するに、町も悪いけれども国も悪いと違うかと。ほんで、極端なん言いましたら、長期的な負債は国は1,000兆円あると言われております。単年度予算では、新聞報道、これは二、三日前の読売新聞でございまして、平成26年度予算としましては96兆円台の規模になると違うか。96兆円。内容としては、景気の回復や消費税の増収を受けて50兆前後にこの税収はふえるんちゃうか。しかし、そうはあっても国債の発行高が41兆円台と、予算総額の約4割が借金という異常事態が続くよというような状況でございまして。こういう中を踏まえたら、ご質問の地方交付税がどうなるのか、国庫負担金はどうなるの、補助金の流れとかいうのは、やはり厳しいという判断をするということで1つはご理解をいただきたい。

そこで、付近市町村と比較するんですけれども、今後、上富田町は中山間ということで、例えばですけれども、周辺の海岸の市町のような格好で防災に対策事業も少ないん違うか、山間部に対してもやはり過疎地ということで少ないん違うかということで、国の方策からいうたら上富田町は補助金が一番少ないよなということで、皆さん方からいろんなことせえと言われたところで、できんということでご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

次に、社会保障関係の構造路線の影響をどう見るかということで、ご存じのように社会、医療、福祉の事業につきましては、県や国や市町村の公費負担が年々増加します。要するに、公費が物すごいふえてきやるといような状況でございまして、私としましては日本の国民健康保険制度や介護保険制度はすばらしいものとしておりま

すけれども、やはり国の財政状況の観点から申し上げたら、持続可能な制度の構築が求められているのが状況ではないかと思っております。

また特に、人口の多い地区と過疎地域のような小規模自治体の問題も大きくなってきております。上富田町のような小規模な自治体は、将来的には相互扶助というようなことを考えれば無理な時期が来ます。国民健康保険も数年先には県単位で運営されるというように言われていますけれども、後ほどちょっと説明させていただきましたら、介護保険もできたらこういう形の中で広いことせなんだら無理というような格好のことが出てくるようなことが思われます。若干、後ほど町村会が要望したことについて介護保険のところで説明をさせていただきます。

次に、住民の暮らしと生活はどうなるかということでございますが、私はことしの町政報告会で住民の生活は厳しくなると説明をさせていただいております。民主党の時代に比べましては経済は好転の方向に向かっていますし、特に所得控除については賃上げについて政府は経済界も要望し、賃上げをしてほしいよというこういう要望をされとりますし、その方策も示されております。しかし、地方、田舎、要するに上富田町のような小規模の企業までがその経済の波及効果が出るには時間がかかることから、当面は幾ら国が言ったところで賃金アップにつながらんのか。

また、高齢者の方を1つ考えましたら、年金の支給額は下落方向で、一方で消費税等の負担がふえることから、年金生活者、要するに高齢の方につきましては負担増になると説明し、非常に厳しくなるということを説明させていただいております。町は、今まででありましたら、経済混迷の中でできる限り住民負担を少なくする努力をしましたが、これも底をついてきたということで、要するに基金も底をついてきたということでご判断をいただけるようお願いしたいと思います。

次に、大きな項目の2番目の介護保険についてであります。介護保険の利用料が大きく伸びてきております。これらの点については、ちょっと担当のほうから説明をさせます。事業運営の中で財政的な問題がやはりクローズアップ、出てきたんです。どう話ししたところで財政の問題が出てきたんで、やはり社会保障の制度の改革の中で改正の方向を打ち出さなんだら、これはもう仕方ないのと違うかという認識をしております。この点について、ちょっと答弁書のほうへ担当のほうで項目挙げていますんで説明させますけれども、介護内容の変更や高額所得者に対しての負担をお願いすることが出てきております。特に事業内容が変わることによって、公費全てが国ではなしに市町村も負担発生しますんで、上富田町にもやはりこういう形のものの負担がふえてくるという認識をさせております。

そこで、ことしの全国町村会が政府に対して、介護保険制度の円滑な実施をしてほし

いという要望をしております。項目でちょっと説明させてもらいましたら、高齢化の進展及び人口の減少等により保険料やサービスの供給に地域格差が生じております。公平公正かつ効率的な制度運営のために、都道府県単位の広域連合組織で運営を推進するなど広域化を図ってほしい。また、サービス提供が困難な地域の解消のために新たな支援策を出してほしい。私、先ほど言いましたように、小さな自治体と大きなところでは差が出てくるので、できたら知ってほしいよということをしてしております。要支援者の見直しに当たっては、町村の財政状況により事業等の実施に格差が生じないようにしてほしいと言っています。要するに、極端に言うたら、今の保険料そのものも各市町村で違うし、サービスも若干各市町村ごとに違うよ、できたら効率的なことをしてほしいよということをお願いしております。もう一つは、特別養護老人ホームの入所者を要介護3以上の重度程度に重点化置くことになっておりますけれども、要するにこういう人、要するにこの人以下についても住宅の事情とかいろいろな事情があるということが、その受け皿についてもやはり十分考えてほしいよという、こういう要望しております。サービス付高齢向け住宅、身体障害者施設については、施設所在地、所在市町村の負担にならないように介護保険制度の住所地特例をつくってほしいと。上富田町は、これは特につくっていただきたい。上富田町は福祉のまちと言われておりますけれども、福祉施設多いんです。極端に言うたら、身体障害者の方の福祉政策と高齢者の福祉政策で、上富田町に住んだら全て上富田町の負担になりやるといのが実態なんです。できたら以前のところの住所地特例をつくってほしいという、こういう要望をしております。これらにつきましては、やはり基本的には国の財政とか市町村の財政も反面あるということのご理解をいただきたいと思っております。

次に、大きな項目の3番目の高齢者運転免許証に伴う問題についてですけれども、道路交通法の第6章の2で講習について示されております。ご質問の108条の2の1項の12号は、70歳以上の方が、加齢に伴って生じるそのものの身体の機能の低下が、自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があることを理解させるための講習となっていて、講習の意義としています。講習に係る質問にありました費用等については担当より説明させますけれども、やはり今一番問題になってくのは、高齢者の人が加害者になる場合もあるし被害者にもなるという場合もあるということで、やはりこの講習の必要性を認めていただきたい。ただ、それを助成するかせんかになってきたら、これは極端に言うたら上富田町の町の段階では無理です。国や県へ要望せえというなら、これは県の段階の話でございまして、県に対してはこういうお話しせえというたて、福祉全体に考えたらこの部分だけを福祉するんかせんのかということが出てきますので、私としては今後全体的な中でどういうふうな要望するかということを考えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

税務課長、山崎君。

○税務課長（山崎一光）

12番、井澗議員さんのご質問についてお答えいたします。

町税の見通しに関することでございますが、町の税収入につきましては、先ほど町長からも答弁ございましたように、国の政策や景気の動向により大きな影響を受けるため、今後の税収見通しに不透明な部分があるのは否めませんが、過去数年間の町税収入の状況を見てみますと、町税全体では14億5,000万円から15億円で、歳入全体の23%から25%で推移をしております。

今後の見通しを短期的に見てみますと、固定資産税の評価がえが平成27年度にございます。このときに、毎回若干落ち込む傾向がありますので、次回につきましても落ち込む可能性があると考えておりますけれども、当分の間はこのような状況で推移するものと見ております。しかし、国の政策や税制改正による地方経済への影響を考えると、楽観できない状況であります。

町税は、安定した町政運営のため欠くことのできない収入でありますので、国の動向や税制改革等を注視しながら、税収確保に取り組んでまいります。

また、未収金につきましては、さきの決算特別委員会でもご指摘をいただいておりますが、滞納者の個々の状況の把握に努め、地方税回収機構、あるいは県税事務所への移管、また差し押さえ、分納など、どのような徴収方法が最も適切であるかを考慮しながら未収金回収に取り組むとともに、新たな滞納を出さないよう取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

一部、町長の答弁と重複するところもあろうかと思いますが、ご了承いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

平成19年度より始まりました財政健全化法において、上富田町は、平成20年度決算により、実質公債費比率が早期健全化基準には達していませんが、起債を行う場合、県の許可が必要となる18%を超しております。公債費負担適正化計画を県の指導を仰ぎながら策定し、実質公債費比率の改善を行ってまいりました。

平成24年度決算では、ようやく18%を切ることができております。この間、小中学校の耐震改修や建てかえ、統合保育所の建設を行っております。今年度におきましては、庁舎の耐震改修、防災行政無線のデジタル化、今回ご審議いただく生馬小学校の屋内運動場つり天井の撤去改修工事など、厳しい財政状況の中ではありますが取り組んでおります。

上富田町では、県内では数少ない人口増加のまちで、地形的要因等で交付税算入率の高い有利な起債を借りることが難しく、財政調整基金、減債基金を取り崩しながら事業を行ってまいっています。

こうした中におきましても、平成26年度にプレ大会、27年度に本大会を実施します紀の国わかやま国体、紀の国わかやま大会の開催に向けた施設整備、大会運営に多額の費用が必要となり、今後も財政状況は非常に厳しい状況にあると考えております。

次に、②番の地方交付税、国庫負担、補助金の流れについてであります。

地方交付税につきましては、議員ご指摘のとおり平成13年度から減少の一途をたどり、平成20年度からは少しずつではありますが増加をしてきております。平成12年度の普通交付税は19億7,893万7,000円、平成24年度の普通交付税は15億6,502万7,000円で、比較しますと4億1,391万円も少なく、起債であります臨時財政対策債2億6,123万6,000円を加味しましても、1億5,267万4,000円も少ない状態となっております。

また、ここ数年は、上富田町の標準財政規模につきましては、約36億で3年間推移しております。税収がふえれば交付税が減額され、税収が減少すれば交付税は増加しますが、平成12年度の普通交付税の額まで増加することは現在のところ見込めておりません。今後におきましても、平成12年度普通交付税の額まで増加は見込めないものと考えております。国庫負担金や補助金につきましても同様に、増加は見込めないものと考えております。

③の社会保障関係への構造路線の影響をどう見ていくか、また見通しを持っているのかということですが、いつもお話をいただいております国民健康保険の例を例えにお話をさせていただきます。

国庫負担の削減につきましては、療養給付費等負担金で以前は40%ありましたものが、現在は32%に減額されております。上富田町は、平成20年度までは国民健康保険の保険税率の改定を行わず、基金を取り崩し財源を補填してまいりました。その結果、国民健康保険基金は枯渇し、赤字決算となり、一般会計より赤字分を補填して行うにまで至っております。現在は、税率の改定を行い、基金を積み立てるまでに回復はしてきておりますが、今後、インフルエンザ等の突発的な医療費の増加に対応できるまでには

至っておりません。

また、増加し続ける扶助費につきましては今後も増加することが予想され、国庫負担金等の率の改正も見込めないものと考えております。

こうした中で、住民の暮らし、生活はどうなるのかということで、平成26年度4月に消費税が現行の5%から8%へ、27年10月には10%に変更予定となっております。6月議会でご質問いただき、答弁しております、消費税率が5%から8%に、8%から10%になった場合の町民負担について、25年度当初予算の地方消費税交付金より、25年5月住民基本台帳人口1万5,345人から推計しました影響額は、5%から8%になった場合、町民1人当たりでは4万4,966円の影響、8%から10%になった場合は、町民1人当たりでは2万9,977円の増加と推計をしております。

先ほどお話のありました平成26年度の税制改正大綱によりますと、一例ですが、平成27年度以降、新たに取得されます軽自動車の税率を引き上げるとあり、乗用の自家用車で現在7,200円の税額が1万800円に、自家用の軽トラック等につきましては現在4,000円の税額が5,000円に改正されると発表されております。このようなことから、住民負担の増加は避けられないものとなっております。

以上、よろしく願いいたします。

#### ○議長（大石哲雄）

水口君の答弁にございました社会保障関係の構造改革路線というのは、12番、井澗君の訂正には入っておりません。介護保険の社会保障改革プログラムの「改革」をとってくださいということです。そういうことでございます。

ほかに答弁。

住民生活課企画員、原君。

#### ○住民生活課企画員（原 宗男）

12番、井澗議員さんのご質問にお答えします。

私からは、介護保険についてお答えをさせていただきます。

町長さんの答弁と重複するかと思いますが、よろしく願いいたします。

①番の、政府は社会保障制度改革推進法を受けて社会保障制度改革国民会議を立ち上げ、その報告に基づく社会保障の見直しを進めている。さらに参院では社会保障プログラム法が可決された、これの町会計の影響についてですけれども、まず介護保険制度の現状についてご説明をさせていただきます。

厚生労働省が平成24年3月に改定した社会保障に係る費用の将来推計によりますと、平成12年度の発足時の介護保険費用は国全体で約3.6兆円、平成23年度では約8.2兆円へと約2.3倍に増加し、平成37年度では約21兆円に達すると推計されてい

ます。また、要介護、要支援認定者数も、平成12年4月末時点の218万人から平成25年4月末では564万人へと、約2.59倍に増加しています。こうした介護ニーズの増加と、それに伴い増加する介護費用の負担をどのような形で補っていくのが、介護保険制度を長期に持続させるための課題とされています。

こうした中で、介護保険制度を初めとして、公的年金制度、医療保険制度、少子化対策を含めた全15条からなる社会保障制度改革推進法が施行されました。社会保障改革国民会議は、同推進法第9条に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため内閣に設置されました。平成24年11月から平成25年8月にかけて計20回にわたり会議を行い、8月6日に報告書が取りまとめられました。議員さんご承知のとおり、その報告書に基づき社会保障の見直しが進められてきました。

介護保険につきましては、同国民会議の報告を踏まえ、厚生労働省が設置した社会保障審議会の介護保険部会においてさまざまな検討が行われており、11月27日付の介護保険制度の見直しに関する意見（素案）によりますと、サービス提供体制の見直しについては、1、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し、2、地域支援事業の見直しに併せた予防給付の見直し、3、在宅サービスの見直し、4、施設サービス等の見直し、5、介護人材の確保、6、介護サービス情報公表制度の見直し。また、費用負担の見直しについては、低所得者の1号保険料の軽減強化等、2、一定以上所得者の利用者負担の見直し、3、補足給付の見直し、4、介護納付金の総報酬割の検討が行われました。

議員さんご質問の、これらの町会計への影響につきましては、今後も費用が増大することが予想される介護保険制度が、破綻することなく将来にわたって持続することが必要であるものと考えますので、これらの見直しにより国、県、町の財政負担が軽減されることは必要なことだと考えられます。

また、②番、③番に関する質問ですが、介護予防事業の中で訪問介護と通所介護が市町村が主体的に行う新しい総合事業に移行することに見直しをされておりますが、市町村財政の負担増が懸念されております。新しい総合事業については、予防給付から移行した訪問介護・通所介護と予防事業の合計を基本にしつつ、後期高齢者伸び率を勘案した額とする方向で検討されています。

また、仮に上限額を超える場合の対応については、個別に判断する仕組みなどの必要性について検討されておりますので、現段階での町会計への影響につきましては判断できませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続いて②番の、介護では給付の重点化の名のもとに軽度者（要支援1、2）に対する介護予防給付をやめ、市町村に丸投げすることを打ち出した。これらをどう捉えている

かについてですが、このことについては、介護予防給付のうち訪問介護、通所介護については市町村が事業主体となる新しい総合事業への移行案が出されたところです。

訪問介護については、ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行うものでありますが、要支援の方についてはほとんどが家事援助等の生活援助のサービスであることから、NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等生活支援サービス、住民ボランティアによるごみ出し等の生活支援サービス等、多様な担い手による生活支援を活用することとなってございます。

通所介護とは、デイサービスセンターで食事・入浴などの介護や機能訓練が行われており、このほかに栄養指導、口腔機能訓練の向上等のサービスも行われています。これについてもNPO、民間事業者等によるミニデイサービスの提供、コミュニティーサロン、住民主体の運動・交流の場の提供、リハビリ・栄養・口腔ケア等の専門職等が関与する教室を開催することにより対応することとなってございます。

また、既存の介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護、機能訓練等の通所介護については引き続き利用できますが、市町村が定める基準を満たした事業所へ移行する必要があります。このことについては、利用者、保険者、介護保険事業者それぞれに少なからず影響があるものと考えますが、先ほどの1番のご質問でもお答えしましたが、新しい総合事業費の上限については当該市町村の予防給付から移行する訪問介護・通所介護と予防事業の合計額を基本にしつつ、後期高齢者の伸び率を勘案して設定した額とする方向で検討をされてございます。

これらをどう捉えているかについてですが、今後は単身高齢者や支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中で、地域での生活を継続するためには高齢者の求めるさまざまな生活支援のニーズや社会参加のニーズに応じていく必要があります。既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPOや民間事業者、住民ボランティアと、多様な担い手から多様なサービスが提供できる新しい総合事業が必要であると考えてございます。新しい総合事業につきましては、全ての市町村が平成29年4月までに移行することになっており、上富田町としてもサービス提供基盤の整備、充実に取り組んでまいりたいと考えてございます。

続いて3番から6番の質問についてですが、開会前に資料を配らせていただいておりますので、それにより説明をさせていただきます。

先ほど先生のほうからもちよつと説明があったんですけれども、説明をさせていただきます。すみません、資料をよろしく願いいたします。

まず3の、町内における要支援1、2を利用する支援理由はどのようなものかについてですが、支援理由とは、どのようなサービスを何人受けているかでお答えをさせていた



できます。数字は平成25年10月の利用者数でございます。なお、要支援1、2の方のサービスは介護予防サービスになりますので、訪問介護であれば介護予防訪問介護ということでご理解をよろしく申し上げます。

それでは、要支援1、2の順でご説明をさせていただきます。

訪問介護、47と27でございます。ホームヘルパーが訪問し、調理や掃除などを利用者と一緒に行い、利用者が自分でできることがふえるよう支援していきます。訪問入浴介護はございません。訪問看護、9と14です。看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを行います。訪問リハビリテーションはございません。居宅療養管理指導、2と1でございます。医師・歯科医師・調剤師・歯科衛生士などが訪問し、利用者の改善を目的とした薬の飲み方、食事などの療養上の管理指導を行います。通所介護、26と27です。デイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや生活機能向上のための体操や筋力トレーニングなどが受けられます。通所リハビリテーション、2と1です。老人介護保健施設や病院、診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが受けられます。短期入所サービスの利用はございません。福祉用具貸与、14と10でございます。福祉用具の購入はゼロと1でございます。住宅改修は2と2でございます。

介護予防支援、居宅介護支援につきましては、これはケアプランを作成するほか、利用者から相談等、安心してサービスが利用できるよう支援するものでございます。要支援1、2の方は介護予防支援で、居宅介護支援につきましては要介護1から5の方の支援のことでございます。ここでの数字は介護予防支援で83と60になります。地域密着型では小規模多機能型居宅介護で支援1の方で1名利用されてございます。施設サービスはございません。

続いて、1、2の方で何人の方がサービスを受けているかについてですが、要支援1で認定者126人のうちサービス利用者は82人です。内訳は、在宅で81人と地域密着型で1名になってございます。要支援2で認定者84人で、うちサービス利用者は56人になってございます。

続いて、④についてお答えさせていただきます。資料2枚目をよろしく申し上げます。

④については、先ほど先生のほうからちょっと数の報告があったんですけども、改めてちょっとまた説明をさせていただきます。

④、要介護1、2、3、4、5のサービスを受ける人はそれぞれ何人か、また、その中で独居老人は何人かについてですが、独居老人については平成24年度の要介護認定者の中の独居老人の人数ですので、ご了承くださいますようよろしくお願いいたします。要介護度ごとにサービス利用者数と独居老人数の順で説明をさせていただきます。

要介護1、在宅で105人、地域密着型で3人で、計107人です。独居老人数は21です。要介護2、在宅で84人、施設に入っている方6人、地域密着型で2人で、計92で独居老人数は16です。要介護3、在宅55、施設入所者25、地域密着型5人、計85で独居老人数は6でございます。要介護4、在宅46、施設36、計82で独居老人は4でございます。要介護5、在宅40人、施設45人、地域密着型3人、計88で独居老人は4でございます。

続いて5の、要支援サービスを受けている人の利用限度額の要支援1、2に分けて合計金額はどれほどかについてですが、これはもう先生のほうから詳しく説明がありましたんで省かせていただきます。

続いて6の、要支援1、2のサービスを運営する町内事業所、町外事業所はそれぞれ何箇所かについてですが、町外事業所につきましては田辺市と白浜町に限らせていただきます。事業所ごとに、上富田町、田辺市、白浜町の順でお答えをさせていただきます。

居宅介護事業所、これはケアプランを作成し、相談等の支援を行うためにケアマネジャーがいる事業所のことでございます。上富田町で4、田辺市で25、白浜町で7でございます。訪問介護事業所、7と24と7でございます。訪問看護事業所、4と8と1でございます。訪問入浴介護事業所、田辺市で1でございます。通所介護事業所、6と13と9でございます。通所リハビリテーション事業所、田辺2、白浜1でございます。訪問リハビリテーション事業所、1と7と4でございます。短期入所療養介護事業所、田辺3、白浜1でございます。福祉用具貸与事業所、田辺市の7でございます。

なお、ここで挙げました事業所とは、法人等の数を指すものではございません。例えば上富田町社会福祉協議会の場合は、上から1つ目の居宅介護支援事業所、2つ目の訪問介護事業所、5つ目の通所介護事業所の3つの事業所を開設してございます。

続いて⑦のご質問の、介護施設への入所を重度者と限定することが検討されている、この影響についてということでお答えをさせていただきます。

今回の見直しは、特別養護老人ホームについて、原則、特別養護老人ホームへの新規入所者を要介護度3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化を図ることとされたものでありますが、他方、軽度、要介護1、2の要介護者であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合は、特例的に入所を認める方向が出されてございます。

また、既に入所している方については、現在1、2の要介護状態で入所している場合のみならず、中重度の要介護状態であった者が、制度見直し後に要介護1、2に改善した場合であっても引き続き継続入所が可能であり、また、制度見直し後、要介護3以上

で新規に特別養護老人ホームに入所した者が、入所後、要介護1、2に改善した場合についても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認める場合は、引き続き特例的に継続入所を認めることが適当であるとされてございます。これらの影響につきましては、現在、上富田町の方で特別養護老人ホームに入所している方は、要介護2から要介護5までの方で合計70人います。うち、軽度の要介護2の方は4人です。この方たちについては制度見直し後も引き続き入所できますので、影響はございません。

また、制度見直し後の入所についてはさきに説明しましたとおりですが、少なからず影響があるかと思いますが、やむを得ない事情による場合には特例的に入所を認める方向が検討されてございます。

続いて、介護保険第6期目の改定の対応はどうかについてでございます。

第6期計画については、まだ具体的なお答えができる段階ではございませんので、新しい総合事業のことも含めて、今までと同様に上富田町の現状を踏まえた計画を策定していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、森岡君。

#### ○総務政策課企画員（森岡真輝）

よろしく申し上げます。12番、井潤議員さんのご質問にお答えいたします。

一部、町長と重複する部分あるかと思いますが、ご辛抱のほうよろしく申し上げます。

3番目の高齢者の運転免許証更新に伴う問題についてですが、①の道路交通法第108条の2第1項第12号にかかわることについてですが、まず、道交法108条の2第1項第12号で、満70歳以上の高齢運転者が自動車運転免許証の更新を受けようとするときは、公安委員会が行う高齢者講習会を受けていかなければならないと規定されております。これについては、全国的に少子高齢化社会が進み、免許証人口に占める高齢者運転が加害者となる事故が増加していることから、高齢運転者の交通事故を防止し、安全運転を支援するために制定されたものであります。平成10年に制定された際には、75歳以上が対象でありましたが、平成14年に70歳以上と年齢が引き下げられ、また、平成21年から、75歳以上の方については高齢者講習を受ける前に記憶力や判断力などを検査する講習予備検査が義務づけられております。講習については、公安委員会が認定する自動車教習所などで行われており、周辺の近くでは田辺の新庄の田辺自動車学校、南部にあります紀南自動車学校になります。講習料につきましては、都道府県ごとの条例によって定められておりまして、和歌山県の場合は70歳から74歳の方に

については3時間の講習で料金が5,800円、75歳以上の方については2時間半の講習プラス半時間程度の講習予備検査の費用を足して6,000円となっているようです。このように、70歳未満の方の免許更新と比べますと費用も高いですし、手間もかかる仕組みになってはおりますが、その分中身の濃い講習となっておりますので、交通事故を防止する目的で法令により定めているものであり、これについては町としても取り組んでおるところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

なお参考まで、講習料金については、平成21年の法改正において若干ですが料金が引き下げられております。今後も場合によっては料金の改定もあると考えております。

2つ目の、このことについての対処・努力をどうするかのご質問ですが、料金については決められたものでありますし、先ほど町長も回答しておりましたが、町からの補助金を交付するのはちょっと難しいということになっております。町としては、高齢者のみに限らず、町内の交通事故が1件でも減らせるように、関係機関と連携し、交通安全対策に取り組むことが皆様のサポートにつながるものと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

#### ○議長（大石哲雄）

1回目、答弁漏れございませんか。

12番、井澗君。

#### ○12番（井澗 治）

大変ご丁寧なご説明をいただきまして、ありがとうございます。非常によくわかったんでありますけれども、いずれにしましても町長答弁によりますと見通しは暗いと。町民税の見通しも暗いし、交付税も負担金、補助金のもとへ戻るといこともないだろうという見通しであります。

ところが、それはどういうことかといいますと、すぐ地方自治体の財政にはね返ってくる問題であります。要するに、そうなってくると、自治体の独自の町民税を引き上げるといことも考えられるわけですが、そうなってきたら住民負担はさらにふえると。全体として、一般会計だけではなしに、国民健康保険税でいくと、町長いつも言っているように、ここにも資料を持ってきているんですが、国民健康保険税では給付費がどんどんふえていっているということは、これはもう町長言っているように事実なんです。事実なんです、これはもう。民報にも書かしてもらったんですけど、給付費が物すごいふえていっているんですね。例えば国民健康保険料金の調定額の1人当たりでいきますと、平成12年の6万3,663円から10万8,914円というようになっています。それから、介護では8,760円が6万1,546円と、うんとふえ

ているんですね。これがふえていくということは、その負担の金でやらなきゃならないという状況が生まれてくると思うんですね。全体としては、自助・自立ということで国庫負担を削ること。財政論、要するに何兆何千億とかなんとかという財政論でやりますと問題があります、ここではできませんので。仮に、要するに、国庫負担というものが削られていきますと、自助・自立ということの名のもとに個人の負担がふえていくわけですね、これは間違いなしに。病院へ行けば行くほど給付費はふえます。そうすると自己負担がふえる。でも、そんな財源、ほなどないすらというたら、その財源は国民健康保険税と国庫負担ですから、それが、結局、そのこのところの国庫負担が削られる結果、保険料を上げないといけないということになってくるわけですね。上富田町は、努力は非常にされていると思うんですね。そういう、要するに、いずれにしましても国庫負担を削るという構造改革路線が終わらない限り、あるいは三位一体の改革でやられた改革のものとどこにまで戻さない限り、地方財政は豊にはならない、あるいはやっていくことができなくなっていく。だからといって大きくしたって同じことなんですね。国庫負担が削られていくわけですから、療養給付費はどこの県もどこの市町村も皆ふえているわけですね、全体としては。ふえているわけですから、市町村の議会で論議ができないままに保険料が値上げされていくという状況が生まれてくるわけですね。そうすると、負担増がどんどんふえてくるということになります。こういう状況を、どうしてもなくしていくためにはどうするかということで、私は1つ、2つの財政の転換というのを提案したいというふうに思うんですね。

1つは、やっぱり政府に対して、三位一体の改革で削減されている額、それをもとに戻せと。2つ目は、その中でも、地方自治体の本旨というのは、国政が悪政でも、その影響を受ける住民の暮らしを守ることが主たる任務であります。どんなに国政が悪政であっても、地方自治体はそこに住んでいる住民の暮らしを守るのが基本であります。ですから、1番の政府に対しての問題については、これは町村会を通して、町村財政の状況も踏まえて強力に申し入れをさせていただきたい。2つ目は、何といたっても市町村というのは地方自治体ですから、その自治体の住民を守らなきゃならない、だからそういう財政運営をやらなきゃならない。その意味では、ある程度、予算の立て方の転換をしなきゃならないということが言えるわけですね。そのためには、例えば、私は消費税導入には反対であります。だけれども、今、消費税5%は実行されております。そのうちの1%は地方消費税といって県税になるわけですね。県の税金になるわけです。そのうちの半分、0.5%よりちょっと若干多いんですけども、市町村へ配分されているんです。それが、上富田町では、交付金として1億1,000万から2,000万あると思うんですね。こういうお金を、今後はやっぱり、そういう住民の暮らし

を守るという観点に立ったら、その目的税にせえとまでは言いません、一般財源ですから、だけれども、その予算を組むときに、そういう住民負担がふえるところへ、まず先にそのお金だけは回していくというような転換を、今からぼつぼつ考えていかないと。政府のほうもそう考えているわけです。消費税は福祉の財源には余りしませんよというのが今の方向づけなんです。そのかわり自助・自立でやれよとやっていくわけ。それを、自助・自立でやれということは自己負担がふえていくわけですから、どんなに——ふえていくわけですから——してもやっぱり厳しなる。だとしたら、そこに入ってくる消費税の5%、地方税の2分の1分についての1億1,000万か2,000万か、ちょっと正確な数字わかりませんが、2,000万ほどあります、1億2,000万、それをその方向に充てるという転換をぼつぼつとやっていかなんだら、負担はどんどんふえていく、お金はないわ、どうしようもない、ほんなら負担ふやしたろかと、こうなってくるわけですね。そうなるしかしようがないんです。町民税見ていまして、頑張るといえることは言うてくれているし、頑張っている。実際、私は頑張っていると思うんですね。だけれども、その町税の未収金というのはどんどんふえていっているわけ。国民健康保険税もふえているわけですね。そうすると、それはその会計を圧迫します。そしたら、そのお金をどんなにするんかといったら、国庫負担は削られるから、やっぱりまた保険料を上げる、ほいでまたふえてくると、こういう悪循環を繰り返していかなくちゃいけないというようになります。だけれども、上富田に来たら、国民健康保険も介護保険も、負担分で値上がりする部分、今度第6次で値上げしますけれども、介護保険も値上げすると思いますけれども、その分についてはやっぱりそういう財政手当てをしているよというようなこと、国民健康保険ではこれだけ負担金削られてなっているけれども、保険料はこんなにして、要するに下げてるよというような状況というのをつくっていく転換が、私は財政問題では必要ではないかというように思うんです。もちろん、厳しい財政ですから、いろんところで始末をしていくということが大事でありますけれども、もうこれ以上削れんのじゃないかと。必要な借金は、どんどんしなきゃいけないんですね。必要な借金を私は否定はしておりません。

ただ、1つ、公債費というものを分析してみたんです、私ね。これは、住民負担がふえる一方で、地方自治体も大変なんだよと。例えば、24年度の一般会計の公債費については7億4,163万9,000円です。これは普通会計ベースです。この返済を1カ年でしますと7億4,163万9,000円なんですけれども、1カ月では6,180万3,250円です。それから、1日では203万1,887円の返済を、毎日203万の返済をしていると。これに普通会計、特別会計を加えると、合計の公債費は13億164万9,000円になります。1年では13億16万4,900円ですけれども、

1カ月では1億847万円ですね。それから、1日にしますと356万6,161円。つまり、370万円、毎日借金を返していく状況なんです。これがまだずっと続いています。さらにこれに一部事務組合入れますと、一部事務組合加えると14億5,049万1,000円になります。これは、1年では14億5,049万1,000円ですけども、1カ月にしますと1億2,887万4,000円。1億2,900万円、1カ月に返さないかんのですね。ほいで、1日にしますと397万円、約400万円返しているということになるんです。このことが、どんどんまだ続いていくんです。そういうことのお金を一般財源で払いながら財政運営をやっついていかないかんのですね。これはもう大変なことですよ。だから非常に厳しい財政の状況ですね。町長申しましたけれども。私は、今の、政府の負担金、補助金をもとに戻さないという、要するに構造改革路線であるところの負担金、補助金カットというのは、まさに地方自治体いじめ、地方自治体の住民いじめ、もうこれ以上厳しいものはないというふうに思っております。だから、ぜひそのことについて町村会でやっていただきたいと思います。

それから、介護保険の問題ですけども、どんなにサービスがふえても負担はふえるんです。負担はふえるということは間違いないんですね。負担はふえるということは、今さっきも言いましたように、ふえていくわけです。介護保険にしましても、国民健康保険にしましてもそうですが、特に低所得層というのが非常に多いんですね。もう圧倒的に上富田の場合、低所得層なんです。負担が大変なんです。だから、これについては非常に、今言ったような観点からの財政的な負担というのが必要になってくると思うんですけども、ぜひ、そういう話を、そういうことを、町村会でまとめていただきまして、上へ上げていただきたいというように思います。それが3つ目の質問です。

それから、高齢者の運転免許証にかかわっては、これは法律を変えなきゃどうにもならん問題ですけども、お金は要るわけですね。それに対してどうするかという点については、具体的には言えないかわかりませんが、やっぱり上のほうには、ちょっと厳しいよと、老人が厳しいと言いやるよというぐらいなことは町村会で言うていただきたい。まだ、74歳まで5,800円ですけども、さらにそれに運転免許の協会というのに500円要るわけですね。だから6,300円要ります。75歳以上は6,000円と500円で6,500円要るわけですね。これは、そら協会に入らなんでもいといえそうなんですけども、これも入らなきゃならないということで、これにつきましても、今言ったように町村会でのご検討をしていただきたいというように思うわけでありまして。そのぐらいなことしか今は言えない状況ですね。

要するに、財政をこれ以上直せといたって、国庫負担は削られ地方交付税は削られ。地方交付税は、先ほども言うてましたけれども、これは交付税の基準財政需要額を限り

なく削っていけば、収入が幾ら大きかっても削れるんですよ。ですから、その国庫基準財政需要額の計算の仕方の単価が限りなく削られているという状況をやっぱり知って、私は知っているわけですがけれども、そういう中で少なくなってきたんです。だから、そういう意味におきまして、今言ったようなこと言うていただきたいというのと、それから、福祉の、先ほど、もう一遍言いますけれども、介護保険では、どんなにサービスをふやしても、今言ったような制度やりますと負担がふえるんですよ。住民負担がふえるということは、これはもう事実なんです。町長も言うていましたけれども、事実なんです。そういうことにならないように、運営ではどうこうするんだというふうなことを言うておりますけれども、まだそれは具体的じゃありません。ないけれども、少なくとも介護1、2というのは重度者とみなされないという状況があるわけですね。独居老人が多いなってきたりという状況があるんですね。だから、これは非常にその運営は厳しくなると。総合事業といいますけれども、総合事業をやっているところとやっていないところとあるらしいんですが、地域支援事業の中で受け皿として捉えられていくらしいですけれども、そういうことになっても費用負担というのはかなり負担がふえてくる。財政負担がふえてくる。これも同じような財政問題。財源はどうするかという点についての論戦はここではできません、国会じゃありませんからできませんけれども、今言ったようなことを考えてみたら、住民負担がどれだけふえるかということを地方自治体の議会として、あるいは町職員の皆さんが知っていただいて、町長がその先頭に立って、幸いにして町村会長でありますから、ぜひ頑張ってくださいというように思います。

最後に、社会保障の公費を、社会保障を消費税で賄わないという状況というのは先ほど私は言いましたけれども、大体、社会保障関係費は全国レベルで100兆円を超すんですね。そのうちの40兆円というのは公費負担なんです。その公費負担を消費税だけで賄うとしますと16%まで上げなきゃいけない、消費税をね。それを全部充てるとしたら。消費税は社会保障だけに使われておりません。地方交付税でも29.5%は財源としてとられております。1%は県のほうへいくしね。いろんなところで使われております。それをなくすと言うんですね、いうたら。なくしていく。そのやつだけはいかないだけでやらないよと言うているんです。社会保障のためにやるんだやるんだで言っているだけども、そうならないんですね。ならないのが今の現状なんです。

社会保障公費負担削減の推移というのを私コピーしてきたんですけれども、例えば2002年、2002年というたら平成14年のことですがけれどもね、3,000億円減額されているんですね。それから、2003年には医療改革、健保本人3割負担ということがありまして5,200億円削られているんです。それから、2004年、平成1



6年ですね、年金改革で皆さん言葉知っていると思うけれども、100年安心プランというのが設定された年ですね。そのときには7,400億円削られているんです。それから、2005年の介護保険改革、軽度者へのサービス抑制ということで9,600億円。それから、2006年の2度目の医療改革で1兆1,800億円。それから、2007年には1兆4,000億円。このときには自立支援法の老齢・母子加算が廃止された年であります。それから、2008年には後期高齢者医療制度の実施がありまして1兆6,200億円。それから、2009年、21年ですね、21年度は1兆6,430億円。こんなに削られていっているんですね、全体として。ですから、この分だけ、ほんならどこから金出してきたんよというたら、国民負担ですよ、国民負担。あるいは町民負担、地方自治体負担なんです。その自治体が、もうやっていけんと言っているんです。ですから、私がこの質問をしたのは、そういうことをよく理解している町村長が、やっぱりその持っている職場のところ、その会議でぜひこれを発言していただいて、こういう実情というのをしっかり訴えていただきたい。そして政策化して、政策する立場にあるわけですから政策化して、国へ出していただきたい。ほんで、なお上富田町におきましても、どれだけ行政改革の力を入れたとしても無理なんですから。でも、そやけれども、住民負担はできるだけ少なくしなきゃならないというのは地方自治体の本旨ですから、そこに向けての対応策を考えていただきたい。このことについて、どう思いますか。

○議長（大石哲雄）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

まず、一番初めに、井澗さんから教えていただいた事項としましては、国保の1人当たりの給付金が相当伸びてきやるよ、6万3,000円とか10万3,000円とかという、こういうことを挙げていただいて質問されたと思うんですけども、私は、この場で答弁することが不適當なんかもわかりません、そのことは認識した上で答弁しますけれども、やはり、今の医療の中で、例えば高度医療のあり方、1人当たり何百万円とかかかるような医療があるのは事実です。その次に高齢者、これは人の問題やと思うんですけども、高齢者に対する医療費が大きいよ。もう一つは、大きな問題は終末医療。要するに、亡くなる前の医療費が相当ふえてきやるとというのが、これも事実です。ここのところの論点は、この議場でもするべき問題でもありませんし、非常に難しい問題ではありますけれども、やはり、今の医療、これは非常に費用の要るような格好になるというのは事実でございます。こういう中で、やはり健康に保っていただく。これは昔、保健婦から言われて、そういう言葉使わんしかええんと違いかと言われたけれども、

びんぴんころり。要するに、誰やっても寝る期間を少ない、医療を受ける期間を少のうて安らかに眠ることが望んで。できたら、こういうことの議論せんと、全て国や地方自治体に物事を考えるというのは非常に難しいという、こういう認識をいただきたいと思います。

次に、三位一体の改革のお話も出てきました。私はそのとおりにやっております。しかし、なぜ、せんだら国の財政がもたんかということを考えていただきたい。私自身は、やはり上富田町の町長でございますので、やはり上富田町のことだけを考えて。やはり、極端な例言いましたら、国の財政はもう破綻に近い状態であるという認識せんだら、何でも要望するという時代では私はないと思っております。極端に言うたら、最近言われる言葉、これは極端に言うたら、批判ばかりとか追求するばかり。要するに、民主党の前政権は追求することは議論したで、自分で守ること、自分でする実行力なかったということが言われております。そのことも踏まえてほしいし、もう一つは、今のある知事さんが非常に答弁が二転三転するよと言われておりますけれども、この方も同じようなことではなかろうかと言われておりますけれども、やはり、今の時期には、井澗先生は井澗先生の考え方を持ってるけれども、中の内容を分析した上で考えていただきたい。

その一点として、財政の予算組の方向転換言われたんですけれども、このことについても、平成10年ごろの上富田町の投資的経費については20%から30%を予算のうちで占めていた。20%から。ところが、平成23年と24年度については11%から12%。要するに、その当時に比べたら、もう民生費とか教育とかそういう福祉にばっかし回っていきやるといふ事実もあんのも事実です。その一つと、もう一つは、経常収支比率が90%内と。起きたらお金要る、政策を考える前にお金要るといふのは、状況になっているということのご認識いただきたい。そういうのは上富田町だけではないんです。これは全国的な問題でございます、町村会長になって悪いようなことを思ってきたんですけれども、町村会では町村財政の基盤の確立ということで、やはり地域が疲弊してきている、これもう深刻化している、財政的に国のほうへ援助してほしい。その一つとしましては、先ほどありましたように、地方交付税についてはやはり十分見ていただきたいよ、地方債発行する場合やったらやっぱり借りやすいような条件にしてほしいよという、こういう要望はしております。過去にも、介護保険も国保も全て財政を基軸に考えてほしいということも訴えております。聞いたことにつきましては、やはりそれなりに私たちは検討はしますけれども、既にこれはもう上富田町だけの問題ではなしに、国自体も県自体も市町村も相当財政的に疲労きたるといふことのご認識をいただけるようお願いしたいと思います。

公債費が相当大きいということで、単年度の中でお話しあったです。私は、1回目の答弁のときに、平成9年度の決算見たら80何億あったよ、平成24年度は60何億で、その差20億と言われてはいますけれども、ちょっとその10年前の資料ないんでわかりかねますけれども、平成18年の公債費は8億3,900万円。これはもう僕の手元にある数字なんでわかりますけれども。平成24年度については6億9,100万円ということで、もう既にこの段階でも1億5,000万円ほど公債費の支出を切り詰めるような格好で財政運営をしやるといふことのご認識をいただきたいと思います。

財政につきましては、やはり地方自治体を守る首長としましては、機会を捉まえて国のほうへ要望はさせていただきます。それは、私の立場では要望します。

次に、高齢者の免許の講習というのが問題でございますけれども、私が言う前に、この高齢者の今の免許証の費用を決めたのは県で決めていることなんです。共産党にも、少のうても県議員あるんです。ないとするならば、私はまた別の考えありますけれども、できましたら、県の施策でございます、県の共産党の議員さんに、県の施策でありますんでお願いしていただけるようお願いしたいと思います。

以上でございます。

(「転換はしない。」と井澗議員呼ぶ)

#### ○町長（小出隆道）

現実論、転換という言葉ではなしに、もう既に予算の割合からいうたら民生費、教育費にあって、経常収支比率が90%ということで、転換がされてあるという認識されていただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

#### ○議長（大石哲雄）

3回目の質問ですか。

12番、井澗君。

#### ○12番（井澗 治）

今の答弁で町長の考えはわかりました。わかりましたけれども、私の聞いたのは、現実に今のこの町の会計の中で、まず何よりも一般財源の使い方として、そういう要するに社会保障関係、住民負担がふえる関係について、例えば赤字の国民健康保険、赤字だったら赤字、1,000万なら1,000万というようなことについて、あるいは国民健康保険を上げなきゃならない、介護保険を上げなきゃならないというときには、それなりに、財政の、一般財源の使い方を、少なくとも消費税の0.5%分というのは4つの段階で計算するわけですけども、これは1個人だけじゃないですよ、事業所もありますけれども、交付金として入ってくるんです。これをそこに充てるというようなこと

ですね。予算するときにはそういうふうにして、できる限り、可能な限りそういう負担を少なくしていくということにしないと、国民の暮らしは来年から大変になるだろうと私は思います。また未収金がどんどんふえるだろうと思います。幾ら職員の皆さんがほんまに必死こいて、あるいは集める機構へ持っていっても、おどしでやってもそれはだめですよ。払えんものは払えないんです。だから、そういう意味で、そういう転換を具体的にするんかどうかということです。

○議長（大石哲雄）

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

端的に申し上げますと、先ほどからお話しさせていただいていますけれども、経常収支比率が90.何%にもうきているんです。そういう中で、そういうものに回す、要するに一般財源あるんかないんか。投資的にしやるとするならば、その費用を回しますよと言いますが、投資的な経費、例えばデジタル無線が改修される、それが不要か、極端に言うたら保育所の改築が不要か、そういうことを議論していただいたら一番わかると思うんです。公正さからいうとか、緊急度合からいうと、そういうものもやはり積み上げる必要があるというご認識をいただきたい。私は私の考えで財政運営を行わせていただくということで、ご理解をいただきたいと思います。できましたら、次の町長選挙には共産党から出てください。お願いしておきます。

○議長（大石哲雄）

これで、12番、井瀬治君の質問を終わります。

以上をもって一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、明日12月19日午前9時30分となっておりますので、ご参集願います。

延会 午後4時35分